

令和6年12月6日（金曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

令和6年第4回松島町議会定例会会議録（第2号）

---

---

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	中島一都君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	安土哲君
企画調整課長	千葉忠弘君
町民福祉課長	相澤光治君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	岩渕茂樹君
会計管理者	佐藤進君
会計課長	大宮司綾君
水道事業所長	赤間春夫君
危機管理監	田瀬高広君
総務課総務管理班長	岸淳一君
教育長	内海俊行君
教育次長兼課長	蜂谷文也君



午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回松島町議会定例会を再開します。

傍聴の申出がありますので、お知らせします。-----であります。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番阿部幸夫議員、10番今野 章議員を指名します。

---

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（色川晴夫君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告順に従いまして質問を許します。

6番後藤良郎議員、登壇の上、質問願います。

〔6番 後藤良郎君 登壇〕

○6番（後藤良郎君） 皆さん、おはようございます。よろしく申し上げます。6番後藤でございます。

それでは通告に従い、認知症の人に寄り添った地域社会の構築について、一般質問をさせていただきます。

初めに、うちの兄が神奈川に住んでいるのですが、四、五年前に脳梗塞になりまして、電話のやり取りしかしていなかったのですが、その中でかなりしゃべれないという状況があって、いつか会いに行かなくては駄目だということで今年会いに行きました。

そうしたら、思っていた以上に進んでいるようで、無表情というのですかね、そういう状態で、話しているうちもなかなかしゃべれないので、隣に奥さんがいてどうなのと聞いたら、やはりデイサービスセンターというのですか、そこに行っているという話で、いろいろ話はあまりしゃべれないのでどうしているのだと言ったら、デイサービスセンターの中で歌を歌うのが好きだという話を奥さんから聞いて、もうしゃべれないから、歌ってみたらと私が振

ったら、兄が何と自分が通っていた高校の、東北高校なのですけれども、その校歌を歌い始めたのです。ちょっと褒めたら何回も歌うのですよ。それが10分ぐらいしゃべっていたのですかね。それで、にこにこ話してあまり長居できないと思ったので、そのときは、次は兄に会えないかもしれないという思いもあったので家族全員で行きました。

そういう状況があって、少し自分自身もショックなところがあって、2人しかいない兄弟になってしまったので、そういう体験と、あと今年は政務活動費を使って7月に九州方面に視察をさせていただきました。

認知症関係の内容でありますけれども、そういう2つの体験とそういう視察の思いを込めて、今回はこの題名で一般質問をさせていただきたいなと思いますので、改めてよろしく願いをいたします。

それでは、始めます。

国内の認知症の高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、そして、軽度認知障害高齢者数が約612万人に上ることが推計される中で、これからは誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが大変重要だと思います。

そして、認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民1人1人が、1人の尊厳のある人としてその個性と能力を充分発揮をしながら共に支え合って生きる共生社会の実現を目指し、本年の1月に認知症基本法が施行されました。

特に地方公共団体においては、認知症の人やその家族等にとって、身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っていると思います。認知症の人も家族も安全に安心して暮らせる地域の構築への取組が必要であります。

そこで、以下の点について町長の所見を伺うものでございます。

1つ目です。認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組の推進についてであります。

社会の高齢化が進む中で、認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の当事者が尊厳を持って最期まで自分らしく暮らせる地域社会の構築が求められております。そのためには、誰もがなり得るこの認知症について、国民1人1人が自分事として身近な問題として捉えることが重要ではないでしょうか。

そこで、行政が軸となり、小中学校の児童生徒、そして地域の企業及び経済団体や行政区等と連携をし、認知症サポーター講座のさらなる展開や、そして新しい認知症を定着させる啓

発資料の作成配布など、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組を強化すべきと考えるものでありますが、見解をお聞かせ願います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 後藤議員の一般質問に答弁いたします。

多くの町民の皆様が認知症に関心を寄せ、高齢者が認知症予防に取り組み、認知症になっても、家族や地域住民の理解と見守り、支え合いの下、尊厳を持って安心して暮らすことができることを目指し、日々、認知症施策に取り組んでおります。

まず、認知症初期集中支援事業につきましては、医師会をメンバーとしたチーム委員会議の開催、また、地域づくり推進事業として認知症サポーター養成講座の開催、さらには認知症地域支援ケア向上事業として認知症地域支援推進委員の委嘱を行い、認知症の方々が地域で安心して暮らせるとともに、その家族につきましても支え合える地域づくりに取り組んでいるところであります。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） 認知症サポーター講座というのは、私が第2常任委員会的时候でしたか、一般質問をさせていただいて、すぐ我々議員が、今でいう交流館で講習を受けたような記憶がありました。

でも、今のうち、サポーター講座はそこからまた特化をし、また進歩して、特定のそういう人たちが受けるのではなく、様々な形で受けているかと思われまますけれども、今はどのような形になっているのか、お聞かせ願います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 認知症サポーターの養成講座につきましては、現在、ほぼ全ての小学校、一小、二小、五小の6年生の皆さんには毎年お受けいただいている状況です。お子様方の時代から認知症に関する理解を深めることを目的として、学校の理解も得られましてお時間をいただいているところです。

また、サポーターの養成講座には役場の職員にも広く声をかけさせていただいて、今まで聞いたことのない職員とか新任の職員など、窓口に活用できるように受講していただいております。

さらにサポーターを受けて、何度も受けてらっしゃる方につきましては、さらにレベルアップした次の段階の講座も受けていただくなど、今後につきましてはそのサポーター養成講座を受けた方々の実際の活動というか活躍の場を、もしいただければというふうに、次の介護

保険事業計画の中ではそういった課題に取り組もうとしているところでございます。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） ありがとうございます。

我々が受けたときは何か芝居をしてくれて、内海さんをヘッドにして、すごく好印象を持っておりました。あのときつけていた黄色いあれはどこに行ったのかなと思いながら原稿作りをしていたところでした。

今、町長のほうから、医師会のほうの話を少しいただきましたけれども、もう少し詳しく分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 医師の先生をメンバーとした会議は認知症初期集中支援事業といいまして、認知症の症状でお困りのご家族の相談を受けた際に、これから医療にかかりたいといったような、それからまだ介護のサービスを受けてないのだけれどもという、ご本人がなかなか納得できないとかそういう働きかけに対して拒否を示す認知症の方に対して、どのように働きかけていったらいいかという話を、認知症の知識を深めてらっしゃる先生と共に地域包括支援センターの職員の専門職が開催するものでございまして、毎年三、四回会議を開催させていただいていく中では、新たに受診につながったり、あと介護保険の申請、サービスの利用につながったりというようなことで、地道にそういった活動をさせていただいております。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） すばらしい、逆に受けるほうの立場からしたら、すごく心強い姿だなと今すごく感じておりました。

では、2番目に行きます。認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及について、お尋ねをいたします。

認知症と軽度認知障害の方を合わせて1,000万人を超える状況下では、認知症の人や家族等が安心をして穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要であると思います。実際に記憶障害や認知障害を送る中で、当事者や家族の不安から異常行動また心理状態が発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少なくありません。認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、1人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身につけ、そして、認知症の人の行動並びに心理症状の発生を抑制することは特に重要であると考えられます。

そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていることを、見る、話す、触れる、

立つ、この4つの柱で相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュードが注目をされておりま

す。介護の現場では、一生懸命にケアをしても相手から拒否されたり、暴言を受けたりすることがあります。実際、口腔ケアを嫌がり声を荒げていた90代の男性に対して、看護師がユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗せず、口を大きく開け口腔ケアを受け入れ、そして笑顔を見せておりました。

国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善をされ、ケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が確認されております。

また、ユマニチュードに先駆的に取り組んでいるフランスの一部施設では、離職したり、また欠勤したりする職員が半減したほか、鎮痛剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告もございます。

先ほど申し上げた会派視察で、実は福岡市に訪問をさせていただきました。その福岡市では2016年度、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施いたしました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減をし、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、18年度には、町ぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しているところでございました。

対象は、家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたります。講座を受けた市民からは、もっと早く知っていればよかった、今後は介護する人たちに私たちが伝えたいとの声が寄せられたのを受け、こうした取組を継続的に実施しようと、今年4月から福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置しておりました。

そこで、認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、見解をお聞かせ願います。

○議長（色川晴夫君） 答弁を。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ユマニチュードは私は初めて聞いたので調べましたら、フランス語で人間らしさというのですかね、そういったことだそうでありましてけれども、十数年前に海外から導入されたケアの技法とのことですが、町内の介護施設における認知症の介護に関わる職員は、個人の尊厳を守るケアについては一般的な介護の基本として実施していると聞いております。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） 自分でこの原稿を作りながら、先ほど兄の話をしましたけれども、あれも思うとユマニチュードかなと思いながら、褒めれば褒めるほど歌をずっと歌っていたので、自分も書きながら、自分で体験しながら、自分ごとのように考えておりました。

今、町長から答弁をいただいたとおり、私も初めてこの言葉を聞いたので、すごくいろいろなところで生かせるのかなと思っておりました。

例えば、先ほども紹介しましたが、救急隊員なども搬送するときにそういう患者を救急車に乗せるわけですから、病院に行くまでの間でもこういう技法も使えるのかなとすごく認識をしているところでございます。

この福岡市に、先ほど申し上げたとおりお邪魔したときにいろいろ勉強させていただいた中で、疑似体験というのですか、自分がそういう認知症の人という思いで何か眼鏡みたいなのをかけてみると、何かふらふらするのだね。眼鏡かけたら。認知症のそういう人を想定して、こういうものを福岡市ではやっているのだなと。様々なこういうデザインも、普通のトイレではないのですよね。

だから、これは我が町には当てはまらないなと思いながら、福岡市で一生懸命しゃべっている市の職員の方の話をお聞きしながら、我が町でも使えないかなと頭の中に入れてはおりますので、ちょっと今、町では取り上げることはできないけれども、これを少し自分自身も勉強を重ねながら、また機会があったらお話ししてみたいなとそのように思っておりました。

3番目でございます。地域における認知症ピアサポート環境の整備についてでございます。

若年性認知症の方々も含めて、認知症の人が生きがいや希望を持ち、そしてその個性と能力を十分に発揮することができるよう、認知症の人の社会参加の機会の確保に向けて、家族や事業主が安心して適切な行動が取れる環境の整備も必要であると思えます。

特に認知症と診断された後に希望を失うことなく、新たな目標に向かって行動することができるように、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を当事者同士で共有する機会を確保し、本人や家族の不安を軽減することは大変に重要であると考えます。

そこで、認知症の本人や家族等が診断を早い段階で、同じ経験をした方々との情報共有や、そして様々なアドバイスが受けられるように、インターネットによる交流も含めた地域における認知症ピアサポート環境の整備も重要であると考えますが、見解をお聞かせ願います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町内に4か所認知症カフェがありまして、認知症の方やその家族のピアサポートの役割を担い、癒やしの場ともなっております。コロナ禍において活動が自粛され

ていたときもありましたけれども、少しずつ再開されております。

また、保健福祉センターにおいて定期的に開催している介護者交流会では、介護家族がお互いの経験を伝え合ったり分かち合ったりしているというふう聞いております。悩みを、また体験を共有して互いに支え合う仕組みをこれからもつくっていきたいとこのように思います。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） ありがとうございます。

度々の福岡の話で申し訳ないのですけれども、さすがに向こうのほうは先駆的な取組として、実際にそういう障害者同士、認知症者同士でのお話合いをしている状況も見させてもらいました。そして、話の中でお互いの経験した過去の部分をお話ししながら新しいものを、認知症者同士で先を見据えたというか、それを希望にして、今、その姿を表している形を見せてもらって、こういう形が、昨日もおとといも国のほうで、この認知症の制度、基本計画が閣議決定とかという話が出ていました。それで、ピアサポートの部分も取り上げておられましたので、これを参考にしながら町のほうでもやっていただきたいなど、そのように思います。

原稿を作ってきたのですけれども、どこに行ったのでしょうか。すみません。ちょっと待ってください。ありました。

4番目です。認知症の人の行方不明者対策の強化についてであります。

警察署のまとめにより、2023年、全国の警察に届出があった認知症やその疑いがあった行方不明者が延べ1万9,039人に上ったことが明らかになりました。実際、認知症の行方不明者数は12年の9,607人から増え続け、近年は2倍に迫る状況で推移しているとのことであります。

認知症の方等が行方不明になってから翌日までは生存して発見される例が多く、3日目以降では生存する可能性は急激に低くなっているとのことであります。実際、行方不明になった人の中で502人は亡くなって見つかり、250人は発見されていないとのことであります。特に独居の方は行方不明になったことに気づくのが遅れ、搜索開始の遅れにつながり、結果として発見が遅れることとなります。ここで行方不明者を発見した人の半数は、探していた人ではなく偶然見つけた人のことであります。

そこで、今後ますます増加することが懸念される認知症の行方不明者に対して、1人1人の生命を守るためのGPS端末の積極的な活用に向けての負担軽減策の実施や、衣服等に貼れるQRコードが記載されたシール等の普及など、認知症の行方不明者の生命を守る取組を推

進すべきと考えますが、見解をお聞かせ願います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 後藤議員の認知症の人の行方不明者、これは徘徊と言っているのかどうか私分かりませんが、徘徊高齢者SOSネットワークシステムを構築して、認知症の方が行方不明になったときの捜査等に活用しております。内容等については担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 徘徊高齢者SOSネットワークシステムは、あらかじめ登録した高齢者の方が行方不明になった場合、まずはご家族が警察と役場双方に直接連絡をしていただくこととなります。

連絡を受けた役場は徘徊高齢者SOSネットワークシステムに登録の事業者、タクシー会社や消防署、介護サービス事業所などに捜索の協力依頼を行います。現在登録している協力機関は39か所となっており、ネットワークに登録している高齢者の方は6年度当初で26名いらっしゃいます。

このシステムは2市3町を含めた広域で対応する仕組みとなっております。町は、徘徊のある認知症の方を担当するケアマネジャーやご家族に事業の説明を行いまして、登録を積極的にしていただくように促して、今後も行方不明時の早期発見につなげてまいりたいと思います。

また、介護保険の事業といたしまして、レンタルの対象の品目の中に、離床センサーといたしましてベッドから離れるときにブザーが鳴って知らせるとか、それから認知症の方が、徘徊感知器といたしまして、ちょっとそれでお知らせするといった仕組みのものがレンタルでございますので、ケアマネジャーさんはそういったことも積極的に困っていらっしゃるご家族にはご紹介できればいいのかなというふうに思いますので、各種会議などでそういったことをご紹介していただくようにお伝えするというのも町の役割として考えております。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） ありがとうございます。

我が教育民生常任委員会でも、様々これまでも、今課長から答弁あったとおり、いろいろな話を聞かせていただいております。その中で、こういったGPSのiTSUMO（いつも）とか、あとQRコードなども、私、視察研修でいろいろ教えてもらったので、これは我が町にはない部分なので参考にさせていただきながら、よりよい認知症対策、我が町にとっての先

を見据えた新しい認知症計画に立った対策をつくってほしいなというそういう思いでありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 6番後藤良郎議員の一般質問が終わりました。

続きまして、通告の順に従いまして質問を許します。5番中島一都議員は登壇の上、質問願います。

〔5番 中島一都君 登壇〕

○5番（中島一都君） 5番中島一都でございます。よろしくお願ひいたします。

さきに通告しておりました1点、本町におけるインバウンドの受入体制につきまして、ご質問させていただきます。

日本政府観光局の統計によりますと、昨年の訪日外客数は2,506万6,100人と推計され、コロナ禍前の2019年と比較すると8割程度まで回復しております。今年は10月までの推計値で3,019万2,600人と既に前年を超え、同時期よりも5割増しの状況となっております。また、観光庁がまとめたインバウンドの年間消費額も、過去最高となった昨年の5兆3,065億円を9月時点で既に上回っておる状況でございます。

このようにインバウンドは順調に回復し、コロナ前の2019年を超える水準が続いており、政府も観光立国推進基本計画を策定し、あらゆる機会を捉えたインバウンド需要の獲得を目指しております。

本町におきましても、3月に松島町観光振興計画（改訂版）を策定し、インバウンド需要に対し様々な観光施策を講じておりますが、現在の取組状況及び課題、それから今後の施策について、以下の点をお伺ひいたします。

まずですが、6月の定例会でも松島町観光振興計画について質問させていただきました。それから半年がたち、今年も残り1か月となったところで振り返ってみますと、今年は先月のライトアップまで落ち着くことなくたくさんの観光客が訪れていたなど、皆さんも感じているかと思えます。入込数はコロナ前に戻ったと言われておりますが、観光のスタイルというのが大分大きく変わってきているなど。

例えば、例年ですと、ゴールデンウィークとか夏休みとかそういう繁忙期を一旦過ぎると一旦お客さんというのは減るのですが、それも減らずに、今回は1年を通してずっと先月までたくさんの方が松島に訪れていたなど実感しております。その変化にしっかりと追従すべきで、その中でもインバウンドの方々の受入体制というのが重要と考えますので、質問させて

いただきます。

①番になります。観光地松島には、連日多くの外国人観光客が見られ、本町に対するニーズも高まっていると考えております。町は現状をどのように分析しているのかお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 中島議員の前段の質問に入る前にいろいろ町の観光についてお話しされましたけれども、観光の今年度の入り込みについてはちょっと実は私は危惧しているところがあって、3月から9月までは去年対比が減っているのですね。宿泊も減っていると。

これはどういうことなのかなということ、担当の課長などでもちょっとこの辺、人は何かいるのだけれども、実際の数字としてはどうなのかなということ、10月あたりからやっと去年並みになってきておりますので、これから冬のシーズンを迎えて、こういうライトアップもあったことですから数は増えていくのだろうというふうに思いますけれども、そういったところでは、町とすれば、人が増えているということ、ぬか喜びしてはいけないのかなというふうに、私、個人的には思っております。

外国人観光客につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響も少なくなり、円安や仙台空港への直行便が増えていることなどで、本町も様々な国の方々が観光を楽しんでいる状況になっていると現地を確認しております。また、仙台市内のホテルに泊まり、日中に松島を観光するツアー客や個人旅行者が多いというふうには感じております。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

そうですね、円安や仙台空港直行便が増え、本当に多くの外国人の観光客が訪れていると私も認識しております。

もう少し分析の部分でちょっとお伺いしたいのですけれども、実際本町に訪れた外国人観光客数の数字は捉えているのでしょうかという部分で、成果説明書に記載がある年度別観光案内所外国人観光客利用者実績数というのはあるのですが、このほかにしっかり捉えている部分というのがあるのかお尋ねいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。太田産業観光課長。

○観光産業課長（太田 雄君） 観光案内所、松島観光協会で設けている案内所ですけれども、こちらのほうで外国人観光客利用者の実績ということで、窓口でのカウントは取っております。参考までに、令和5年度につきましては2万3,917人ということで、69か国の外国人観光

客の方が窓口のほうに訪れております。

あと、カウントを取っているという話でありますと、町の宿泊、ホテル、旅館にお泊まりの外国人観光客の推移ということで、観光協会さんを通じて外国人の宿泊数を捉えております。参考までに、令和5年につきましては9,023人の外国人宿泊者数がありました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） すみません。ありがとうございます。

観光協会の窓口で、海外の方がレストハウスに入っていると窓口の方が来られて、どこから来たのですかとか何で来られましたかというコミュニケーションを取られているのはよく見かけていたので、多分その数字がこれに反映されているのかなと思いました。

ただ、先ほどお話ありました成果説明書の令和5年度で2万3,917名というところで、昨年ちょっと観光協会の会長さんの講演を拝聴させていただく機会がありまして、その中で、外国人観光客、遊覧船3社ありますけれどもトータルの利用者数が約7万人以下というところで、ちょっと少し開きがあるのかなという部分では、もう少しこの実態に沿って、例えば入込数のように各施設に確認して、延べ人数にあればたしかになっていると思うのですけれども、入込数のようにもう少し実態に沿って捉えることはできるのかどうか、ちょっとご確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○観光産業課長（太田 雄君） 各観光事業者さんが正確に外国人のカウントを取っていただければ、それは全体の入り込みの中で外国人客数はこのぐら이다よというのはカウントできる話だとは思いますが、なかなか事業者さんもお忙しいということがありまして、なかなかそこまでは至っていないというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

もしもできることがあれば協力したいと思いますので、ぜひ言ってください。

やはり国別もそうですけれども、外国人観光客もより近い数字で今どれぐらい来られているかというのを把握することは、インバウンド体制、受入体制の構築を進めていく中で、分析に非常に重要な部分と考えるので、先ほどありました宿泊施設さんであったり観光施設さんの状況を含めて、今後確認を進めていただければなと思います。

続きまして、②番になります。

本町を訪れる外国人観光客は町外で買物、食事、宿泊する方も多く、外国人宿泊客数を令和15年まで8,500人を回復目標としている本町におきましても、滞在型観光へつながる取組は重要と考えておりますが、現在の取組状況についてお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。太田産業観光課長。

○観光産業課長（太田 雄君） 松島町観光振興計画では、令和15年の回復目標として外国人宿泊者数8,500人、成長目標で9,000人と設定しておりますが、令和5年の町の統計、先ほども答弁しましたけれども、9,023人に到達している状況でございます。今後はこの数値を継続できるよう努めてまいります。

現在の取組といたしましては、国内外の観光のお客様方に松島観光エリアだけではなく、高城、磯崎でも時間を過ごせるパンフレットを作成し、情報発信につなげてまいりたいと準備を進めているところでございます。

また、観光施設などでの趣向を凝らした体験コンテンツの提供や各種イベントを通しまして、滞在型観光の促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

1個目の質問のときにもありました令和5年の実績で今のところ9,023人という部分で、もう既に令和15年の成長目標まで達しているというところで承知いたしました。

ただし、これは宮城県全体で令和5年度の外国観光客宿泊者数が51万5,000人となっておりますので、本町が9,023名ということでしたので、約2%ぐらいですかね。県全体の1.7から2%ぐらいの状況になっていると思います。

この数字が高いのか低いのか分析が必要だとは思いますが、県のほうは第5期みやぎ観光戦略プランの総括によりますと、県全体で令和5年外国人観光客数が先ほど言った51.5万人泊ということで、県は全国のシェアの0.5%であると、依然として低水準にあることに加え、特に欧米とかオーストラリアとかからの認知が低いことから、さらなる情報発信やインバウンドに関心が高い体験型コンテンツの造成が必要と、このように分析されておりました。

本町においてはどのように分析されているのかという部分になりますけれども、一応訪日ラボという統計によりますと、外国人観光客が日本に来るランキングとして、一番はやはり日本食を食べること、これが8割を占めていると。それに次いで自然景勝地の観光であったり、日本の歴史・伝統・文化、それから温泉入浴というのが上位を占めておりました。

この宿泊施設の受入体制の課題というのもあるとは思いますが、やはり食の魅力であったり、自然、歴史など本町の観光資源を生かすことで、本町の宿泊者数はもう少し伸びるのではないかなと考えておりますが、このインバウンドを誘客し宿泊客数を伸ばすことは滞在型につながって、なおかつ観光消費が高いと言われておりますので、この件に関しましてもう一度どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。太田産業観光課長。

○観光産業課長（太田 雄君） アジア圏の方についてはリピート率が高く、欧米の方については長期滞在が多いというようなデータも伺ったことがあります。

それで、今先ほど議員がお話しされましたとおり、外国人については、東京とか大阪、京都のゴールデンルートを一回は回ると。その後は自分の興味関心のあることを目指して旅行するという傾向もあるというようなお話も伺っております。

その点、地方でそういった自分の興味ある、関心ある地域に回るといふようなところも目立っておりまして、東北では秋田の能代市が、漫画のバスケットの話があると思うのですが、そこの1つのモデル校に能代の高校がなったというようなことで、フィリピンの観光客が多く増えているというふうなお話も伺ったことがあります。

それで、例えば、それ以外でも神社仏閣などのオリエンタルとか、あとはおいしい食べ物、それから自然、里山といった英語で言うネイチャー。あとは、アニメも含めましたクールと。そして最後に、日本の暮らし、地元の人に触れたいというようなリアルを求める外国人も多いというような話も伺っております。

この話になりますと、昨年、アメリカのニューヨークタイムズで、盛岡市が訪れるべき世界の52か所の1つに選ばれたというような話もあります。盛岡というのは歩いて歴史文化を感じるそういった地域でもあり、やはり外国人が求める話になりますと地元の人と触れ合い、あと面白いお店に行きたい、あと面白い人に触れ合いたいというような傾向が非常に強いというような新聞報道もありました。

松島でも、そういった歴史文化はもちろん、自然が融合した観光地というようなことで、やはり全国的にも珍しい観光地というのもありますものですから、そこに体験もの、例えば瑞巖寺の写経体験とか円通院さんの数珠づくり体験とか、あとは、道路を走ってみますと人力車が走ったりというようなところで、体験ものも数多く複数ありますので、その辺の情報発信も、昨日もふるさと納税のほうで話があったのですけれども、みんなで集まって物語性のあるそういったものをつくり上げる、そういったものをあとは情報発信していくというのが

今後取るべき方策なのかなというのは考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

結構アジアの方々にはアニメで来られる方が多くて、仙台もバレーボールのアニメが結構人気になりまして、それで来られている方が松島にも流れてというのが、よく私も見かけておりました。

それで、最初のほうで答弁ありました、今後そのコンテンツをつくるという中で、松島エリアから離れて、高城・磯崎エリアでも時間を過ごせるようなパンフレットの準備、それから情報発信というのがありましたけれども、このパンフレットというのは、今現在、春と秋にグルメマップというのが作られており、それで高城であったり磯崎であったりという部分も紹介されているのは見かけますが、これとは別に何か新たに体験型のコンテンツを含んであるとか、何か観光の周遊モデルを紹介しているとか、そういうような何か新たなパンフレットを作るという認識でよろしかったでしょうか、お尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○観光産業課長（太田 雄君） 今回の新しいパンフレットにつきましては、松島を拠点とする滞在型観光の推進を図るために、松島町が誇る観光資源や近隣市町村の観光コンテンツを周知し、多様なターゲットに訴求する観光素材、観光施設とか温泉とか宿泊施設、グルメ、名勝・旧跡、体験、お土産、特産品などをバランスよく活用し、広域周遊を見据えた滞在型松島観光を提案することをコンセプトにパンフレットのほうを作成しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

今の外国人観光客向けのパンフレットというのは、観光協会のほうに、レストハウスのほうに置かれていまして、それを見ると大きく2種類ぐらいあるのは確認しておりましたが、ちょっと情報が古かったりQRコードのリンクが切れていたりというのがありますので、やはりパンフレットを作って、当時は補助金か何かで作られたのかちょっと分かりませんが、作ってそれを継続する、新しい情報があったときに、常にその新しい情報が発信できるという部分では、例えばQRコードを利用して、たとえパンフレットが古くなっても最新情報の観光情報にアップデートしていただいて、そのパンフレットから例えばスマホとかに誘導でき

る仕組みづくり、単純にパンフレットを作るのはいいと思うのですが、やはり古くなるとどうしても使えなくなるので、今後はそういうのにどんどん切り替えていく必要があるのかなと思います。

やはり訪日外国人観光客の観光情報へのアクセシビリティ向上ですかね。それからあと、観光DXの推進という意味では、きっかけはパンフレットであっても、最新情報をすぐネットで検索できるようなその仕組みづくりというのをつくっていただけますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、③番目に行きます。

インバウンドの傾向としまして個人旅行が増加しており、個人旅行をターゲットにした施策の構築も滞在型観光へつながる有効な手段の1つと考えますが、本町の見解をお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○観光産業課長（太田 雄君） 個人旅行を含みますインバウンドでの滞在型観光を達成するためには、宿泊を伴う体験型のコンテンツを充実させることが最も有効な手段と考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） 承知しました。体験型コンテンツの充実をよろしくお願いいたしますという部分で、なぜ個人旅行かという部分をちょっとお話しさせていただきますと、本町を訪れている外国人観光客は、団体旅行であったりパッケージツアーが多くて、買物はアウトレットの免税店で、それから宿泊は仙台などとなって、現実に本町を訪れる外国人観光客は一部の観光施設を回ったら、あとまたすぐバスに乗って次のところへ移動しているという通過型の観光が多いと、これは感じております。

先ほどもちょっと話がありましたけれども、そこでやはり消費、支出が大きいと言われる個人旅行者のコンテンツを充実することは、先ほどありましたゴールデンルートと言われる関東、関西の主要観光地にはなくて、本町の強みである自然、歴史・文化、食の魅力を発信して、多様化するインバウンドニーズへの対応、それからこれも先ほどお話ありましたけれども、ツアーで訪れたそのリピーターの獲得、それから香港とか話題づくりの影響力ある国々として言われていまして、要は、彼らの観光客の取組、それから消費額が特に大きいと言われる欧米などの富裕層の取り込み、これがやはり滞在型観光へつながるものと考えておりま

す。

そのためには、ターゲットをある程度絞ってコンテンツを充実させること、それから早急に受入体制を構築することが必要と考えておりますが、この件どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○観光産業課長（太田 雄君） ターゲットについては、宮城県の振興計画でも、中間の計画なのですけれども、やはりアジア圏のほうに向けていくというようなお話ですので、町も追随してアジアをターゲットに捉えていきたいと考えております。

それから、あとは何でしたっけ……体験型のコンテンツなのですけれども、ちょっと手元にリストがなくて数的なものがお示しはできないのですけれども、恐らく細かい、うちらほうの観瀾亭の抹茶体験なども含めると、二十、三十はあったように思います。

ただ、体験型を売り込むというような話になりますと、なかなかその新しいものをつくり上げていくという話になりますと、それは労力もかかりますしお金もかかるというふうなこともありますので、今あるその体験型コンテンツを磨き上げていくというような手法がよろしいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

本町にはそういう素材というのがたくさんあると思いますので、ある素材の磨き上げ、それから発信というのが非常に大事になってくるのかなと感じております。

それと、あと、仙台空港と香港国際空港を結ぶ定期便が約13年ぶりに再開されるということで、12月7日からはグレートベイ航空が週4便、それから18日には香港航空が週3便、年明けの1月17日には香港エクスプレスが週4便と、仙台・香港間が続々と運航されようとしています。

本町の現在の香港の方々のお客様を見ていると、大型バスでおそらく羽田・成田から来て、週2回来られて、観光し終わった後そのままバスで違う別の目的地へ行かれるというパッケージツアーのお客さんが今よく来られておりますが、やはりこの定期便再開ということに当たって個人旅行客というのもさらに増加するのではないかなと考えております。

本町では、松島町観光振興計画の中で相当分析もされており、今回の香港間の定期便の再開というのは外部環境のプラス要因になるのではないかと捉えております。この機会をしか

りと施策に反映させることも重要と考えておりますが、この辺りのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○観光産業課長（太田 雄君） 先ほどもお話し申し上げましたけれども、殊に外国人の方については、もちろん団体もありつつ個人も増えつつあるなというのは、感覚的に考えております。

再三の答弁にはなるのですけれども、やはり外国人の方が興味、関心があるとされる神社仏閣とかおいしい食べ物とかその体験ものとか、あと、前段でも申し上げました例えば面白い店とか面白いお店の人とか、松島には結構オーナーさん面白い方いらっしゃると思いますので、そういった人たちがいますよというようなことも情報発信していけば、少しでも外国人の方も興味を持たれるのではないかなというようなことも考えますので、そういった情報発信にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

6月の定例会で町長のほうからご答弁いただいた中で、当時カナダの国会議員の方々に来て船に乗ったり瑞巖寺の住職の方のお話を聞いたり、それから家族で来られた方はこけしの絵づけ体験をされて非常に楽しまれていたと。これも本当にこれで1つコンテンツがもう出来上がっているのではないかなと、私はもう感じております。

やはり個人旅行の方々はどうしても、もの消費というよりも日本の文化であったり体験、それから自然観光など何かコト消費を求めていると言われていた傾向がありますので、今回のこのような一例であったりですね。

あと、先日河北新報の記事で、来月1月の下旬に14の国・地域の駐日大使を招き県内の魅力を発信するみやぎアンバサダーサミットが開催されるということで、初日は町内のホテルで開催され、経済交流の覚書の締結などが瑞巖寺で行われるという、このように例えばカナダの国会議員がお越しいただいたりとか今回のみやぎアンバサダーサミットの実施であったりとか、いわゆるMICE（マイス）というものです。MICEというものがもたらす効果というのは非常に大きいと思いますし、また、彼らお越しいただいた方々のコンテンツを個人旅行の方たちにも体験していただくというのも非常に面白いのではないかなと感じております。

繰り返しになりますけれども、このSWOT分析、せっかく分析されているので、今こういう外的要因、プラス要因という機会がどんどん入ってきているので、ぜひこれを逃さないようにしっかりとインバウンドの受入体制を構築していただきますよう、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、4番目にさせていただきます。

災害時に外国人観光客を確実に守る防災機能の強化につきまして、避難誘導體制や避難者収容可能人数の確保、それから外国語版ハザードマップの検討など、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 外国人観光客の避難誘導體制につきましてですが、一般の観光客、国内の観光客と同様に、発災時に、松島観光協会などの関係機関や自主防災組織、消防団などと連携して、避難行動を支援する体制となっております。

避難者の収容可能人数の確保につきましては、指定避難所のほかに、災害協定を結んでおります松島の旅館組合と連携して、宿泊施設も含めた避難者の収容施設の確保を図っております。

また、外国人ハザードマップという質問だったのですけれども、こちらは津波避難計画の見直しと併せまして、令和6年に4か国語、日本語も含めてですけれども、英語、韓国語、中国語に対応している冊子版のハザードマップと併せて、ウェブ版のハザードマップのほうも作成しております。こちらのほうで外国人の方も含めた観光客の方が閲覧できるように対応しているという状況です。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

この件に関しましては、松島町観光振興計画内にありますように、災害時に来訪者を確実に守る防災機能の強化という部分で進捗状況をお尋ねしたところでございます。

発災時に外国人観光客が外国語版ハザードマップのウェブサイトへスムーズにたどり着けるような仕組みにはなっているのか、ちょっとこの辺をお尋ねいたします。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） ハザードマップを作成した際にウェブ版も作成したと。二次元コードのほうで入っていけるような仕組みになっていますので、こちらのほうは観光協会やホ

テル、まだ一部なのですけれどもホテル、あとそれから、先日海岸地区の自主防災組織が訓練をなされたのですけれども、そのときにも二次元コードの配布をいたしまして取組のほうを説明させていただいて、地域全体で外国人観光客を含めた誘導體制を図ろうというような取組を行っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

観光協会の方や関連機関、それから各地区の防災組織との連携。それから、収容数も宿泊施設と連携されており、ウェブ版ハザードマップも二次元コードで読めるという部分が構築されてきているという部分がありましたが、実際にこれは機能しているのか、実際にそれを使って想定した観光地での避難訓練というのが必要になってくるのかと考えております。

もちろん宿泊施設や観光施設によっては独自に実施されていると思いますが、観光協会であったり、それから各施設、地域、行政が一体となった、連携した訓練を実施するということは、災害時の緊急時における迅速かつ正確な情報提供を行う体制の構築であったり、それから外国人観光客を含めまして土地勘のない観光客をより安全な場所、それから迅速に避難させるために非常に重要と考えております。

そこで、過去に観光地松島でこの避難誘導訓練というのを行われたことがあるのか、もしくはまた今後そのような計画があるのか、よろしければ伺いたします。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） まず、震災前にはなるのですけれども、平成17年に観光客避難誘導訓練ということで観光栈橋周辺で実施しております。このときは、世代継続する地震に強いまちづくりという取組が始まったばかりの頃でして、例えば半鐘、消防団で使っていた半鐘を活用した避難はどうかとか、そういった実証訓練も兼ねて行っておりました。

また、平成20年なのですけれども、このときにはもう津波避難の誘導看板、今も海岸地区にあるのですけれども、こちらのほうの誘導看板が実際に効果をなすか実効性を検証することも兼ねまして、また、当時、デジタル式防災行政無線もついたばかりでしたので、そちらの聞こえなどもどうなのかというのも兼ねて、避難誘導訓練を観光栈橋周辺で行っておりました。

また、震災後平成29年なのですけれども、松島町の総合防災訓練、こちら主会場は石田沢の防災センターで行ったのですけれども、石田沢防災センターのほか各地区避難所で開設をや

ったのですが、このときに三十列の避難所、こちらのほうには観光客と見立てた観光協会の職員さんや町の職員が避難するという、そのような訓練のほうも行っております。

現時点ですと、町として観光客に特化したという訓練はここ数年行ってはいないのですが、松島高校さんのほうが毎年避難誘導訓練というのを行っております。去年、今年と松島高校が宮城県の防災取組のモデル校となって町と一緒に今動いているところもあったので、今後松島高校の取組、あと、これまでやってきた避難誘導訓練の取組なども参考にしながら、ちょっと考えていきたいなどは思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

他の松島以外の観光地でもやはりこの避難誘導訓練というのは行われているようで、特に外国人観光客を対象にした訓練の中では、誘導する側はどこの国の方か分からなくて何と言葉をかけていいか分からないであったり、避難している外国人の方はもう実際どこに連れていかれるのか分からないという、そのような意見が出ていたようです。

先ほど、松島高校の話がありましたけれども、松島高校の観光科の皆さんも、観光ガイド中の地震、津波を想定した避難訓練というのが実施されているところで、生徒さんからは、避難誘導の難しさであったり、それから訓練の大切さという意見が結構多く上げられていたことでしたので、やはりしっかりこれを反映して生かすためにも、観光地全体で関連機関を含めた一体となる取組が必要となってくるものと考えております。

また、例えば観光施設でこういう訓練をやりたいのだけれどもとご相談があったときは、ぜひご協力いただきたいなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、最後の5番目になりますけれども、松島の魅力を発信する戦略的なプロモーションの推進として、世界で最も美しい湾クラブに加盟している強みを生かし、海外の商談会でのPRや、近隣市町村や観光事業者との連携を図り情報の共有を行うことは、外国人観光客のさらなる誘致に向けて非常に重要と考えております。現在の取組状況についてお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） これは櫻井町長ね。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島の魅力発信につきましては、国や宮城県の海外プロモーションやPR活動など、近隣市町村や観光事業者と連携をしながら情報発信を行っております。

また、外国人観光客には特別感のある高付加価値の体験型コンテンツ等を提供できるように

取り組んでおります。

機会あるごとに、仙台市の郡市長などと何回となく会う機会があるわけですが、香港に行ってくる話とかいろいろ聞いておりますので、そういったときに仙台で会議がある場合松島を有効に活用してもらってお話だったり、それから、先ほど宮城県が来年予定しているそういったことについても、マスコミが松島を世界に発信してくれると思いますので、そういった機会はしっかりと捉えて情報発信をしていきたいとこのように思います。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） どうもありがとうございます。

町長自ら本当に発信されているというのは、昨日の企業版ふるさと納税の件でも重々承知しておりました。ただ、本町でSNSや動画サイトなどを活用した観光情報の発信というのがちょっと少ないかなと私は感じております。

観光庁の調べでは、外国人が日本に来る前、旅前の情報収集元というのはやはりSNS、それから動画サイトというのが断トツ1位になっているというところで、やはり四季折々の松島を発信するという部分ではもう少し発信する件数も増えていいのではないかなと思います。この辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○観光産業課長（太田 雄君） 先ほどの秋田の能代市についても、やはりその辺のSNSを通じた情報発信で海外の方が多く見られるようになったというようなことで、有効な手段の1つだなというのは感じております。なおかつ、影響力のある人が情報発信するとさらにその情報が広まると。そしてまた、付け加えのコメントなどがなおさら多いと、これはいいものだなというような感じで多く来られるという傾向も伺っておりますので、うちの若い職員の中にもSNSを操作するのが得意な者がおりますので、私は駄目ですけども、その辺で情報発信というのは有効に活用していきたいなと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

お忙しいところ、十分承知しておりますが、やはり結果が出ていますので、しっかりと発信力をもう少し強化していただければなと感じております。

それから、この件は何度かお話しさせていただいていますけれども、観光事業者との連携を図って情報収集するという部分で、観光班の方々が施設などを直接回って情報収集している

姿というのはよく見るのですが、実際の関連事業者の方が集まって町の観光振興計画の進捗状況や課題であったりとかそういうのを共有する場が必要ではないかなと考えておりますけれども、いかがでしょうか。この辺に关しましては。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○観光産業課長（太田 雄君） 後ろに観光協会長がお座りになっているのですけれども、協会とよく相談しながら振興計画などをお話しする機会を、総会の方が一番いいのかもしれませんが、個々の団体さんの総会とかそういったものも通じてお知らせはしていきたいと思ひます。

あと、ホームページでも既に振興計画のほうは載っておりますので、全国的にも広く周知できるよう、その辺は努めているところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

実は、12月4日から8日まで、まさに今ですけれども、宮城県観光誘致協会の主催で台湾のほうで営業プロモーションというのが今開催されておまして、内容としては現地エージェントへのセールスであったり、それから現地のセミナーとか教育旅行を含めた商談会というのが実施されております。

実は本町からも宿泊施設で2つ、それから観光施設で3社、実際に参加されて、今まさに本当にプロモーションされているという状況にあります。このような状況もありますので、もちろん行かれる方というのは自社セールスがメインで参加しているとは思ひのですけれども、やはりそういうところからも実際の情報を収集するのは非常に大切なのかなと考えております。

あと、最後になりますけれども、やはり日本へのインバウンドが急増している理由というのは、豊かな自然、伝統文化、それから郷土料理、そしておもてなしの心のある人々が魅力とされております。その集積地が東北、宮城、そして本町にあると感じております。

本町の強みを生かしてインバウンドを誘致することは、地域経済の活性化、それから雇用の創出など経済効果の拡大につながるものと考えております。この機会をしっかりと捉えていただき、近隣市町村とも連携して、引き続き施策の展開をしていただきますようよろしくお願ひします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） 5番中島一都議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は11時30分。11時30分に再開します。

午前11時15分 休憩

---

午前11時30分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

通告の順に従いまして、質問を許します。8番高橋幸彦議員は、登壇の上、質問願います。

〔8番 高橋幸彦君 登壇〕

○8番（高橋幸彦君） 8番高橋幸彦でございます。

11時半ですが、午前中ということで、改めましておはようございます。

議員になりまして3年近くたちますが、総括は予算・決算のときに必ずやるようにはしているのですが、一般質問は初めてでございますので、ちょっとうまくいくかとか、やり方覚えているかどうかちょっと不安ですが、与えられた時間多分30分だと思いますので、なるだけそれに終わらすようにやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本議会では、これまで多くの議員が町の公共施設やインフラ施設の維持管理対策を質問してきました。

町では平成30年、2018年3月に松島町公共施設等総合管理計画を策定し、2047年までの30年間を計画期間として、いろいろな施策を実施すると答弁しております。

これは恐らく平成24年、2012年の12月2日中央自動車道の笹子トンネルの板の落下事故、それを契機として国が平成25年、2013年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、それを受けて総務省から公共施設等総合管理計画の策定が要請されたことによるものと思っております。

町ではその計画に沿ってやっているのですが、私が質問をいたします一部事務組合という組合がございまして、そこにも施設がありまして、今後、建て替えとかいろいろな新設とかそういうのが出ていますので、その点についてお聞きしたいなと思っております。

通告とちょっと逆になりますけれども、まず最初に、私が所属しております東部衛生処理組合の議会の件について質問したいと思います。

東部衛生処理組合は、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町の1市3町のごみを処理しております。各市町はごみ処理費と投資的経費を負担しております。ちなみに令和5年度の松島町の負担金は、ごみ処理負担金が1億1,573万余円、投資的経費負担金は781万8,000円であり

ます。

この投資的経費と申しますのは、平成30年度から令和2年度に焼却施設の基幹的設備改良工事で15年間の延命化を行ったものであります。しかし、やがては焼却施設の建設が必要であり、その場所や建設費用が必要になりますので、まだ計画前とは思いますが、町の考えをお聞きしたいと思えます。

この質問を出したときに、東部衛生のほうで聞く問題ではないかという声もありましたが、構成しております1市町としての町の考えをお聞きしたいのですが、その前に、11月18日、19日と東部衛生処理組合の視察で、山形県の鶴岡市と上山市の2か所の焼却施設を視察してきました。

そのとき、副管理者として櫻井町長、また、随行として千葉総務課長も一緒に行って、2か所とも大変懇切丁寧な説明を受けてきて、将来的に東部衛生処理組合の建て替え等の問題に資する視察ではなかったのかなと思えますので、その点ちょっと付け加えさせていただきましたが、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 一部事務組合についての質問でありまして、東部衛生組合のほうの話でありますけれども、これは個人的な意見ということではなくて、副管理者としての私の立場での答弁に捉えさせていただければというふうに思えます。

宮城東部衛生処理組合の現在の焼却施設につきましては、1日当たり180トンの処理能力を備え、平成7年3月から稼働しております。基幹的改良工事によりまして15年間の延命化を図りましたけれども、建設より29年が経過しているため、町としても今後の対応が必要であるというふうなことににつきましては認識しております。

建設場所や事業費などについては、構想や調査前であるため決定されておきませんので、人口減少や生活意識、産業活動の変化など社会情勢を的確に捉え、環境に配慮した施設となるよう議論を重ねてまいりたいと思えます。

なお、想定されるスケジュール等につきましては、総務課長より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、次期焼却施設ということについてですが、現焼却施設の耐用期間、長寿命化を図りましたので今想定されているのは令和17年度頃までということを考えますと、建設用地や循環型社会推進交付金の活用等を示す構想計画というものを、令和8年度頃から令和10年度頃にかけて策定が必要になるのではないかなというふうに考えておりま

す。

施設整備の基本計画や地質の調査を経て、令和18年度以降に稼動というスケジュールになるのではないかなということでは想定はしているところです。

事業費につきましては、ごみの処理量ですとか、あとは将来の人口推計を考慮しますと、これは規模のことですとでなかなかちょっとこの段階で申し上げにくいのですが、恐らく140トンから160トンぐらい、災害などがあつた場合は通常の処理量だけではこなせないということがありますので、例えば令和元年台風のようなことがありますと、やはり一時的に処理量が増えるということがありますので、そうした対応を考える必要があるのかなというふうに考えております。

また、事業費、これは規模も決まっていますのでなかなか申し上げにくいところではありますが、例えば焼却施設に限って言えば、山形のあの2つの施設を視察しましたけれども、今の物価上昇ですとか、あとは全国的にいろいろな施設の更新時期が集中してきていまして、大体一頃のトン1億円と言われる事業費の2倍ぐらいになるのではないかなということはやっと想定しておく必要があるかなと思います。

それから、あえて言うとなれば数百億円を覚悟しておく必要があるかなと。そういうかなり雑駁な言い方になりますが、構想がこれからということですので、現段階ではなかなか具体的な数字を申し上げるとするのはちょっと難しいということです。

○議長（色川晴夫君） 高橋議員。

○8番（高橋幸彦君） 今、町長と総務課長の答弁をいただいたのですが、昨日から、議長もですけれども、東部衛生処理事務組合の議長の昌浦議長さんが来ていますのでなかなか答弁しづらいのではないかなとは思いますが。

今、答弁いただいたのですが、2か所を町長、総務課長と一緒に、また同僚議員の赤間幸夫議員と回っていろいろ話をして、やはり今の物価高がそのまま続くとなると今総務課長が言われたように数百億ですね。ですから大変な金額になりますので、全てこちらの負担というよりは、いろいろ国や、県はないでしょうけれども、国の補助金等をいろいろ探して、また、あとは地方債ですか、そちらのほう等で賄うような形になると思うのですが、後でもちょっと出ますけれども、消防組合の利府の再編などでもそうですけれども、やはり毎年払っていかなくてはいけないというようなことを、いつから、今でも一応建設に向けて幾らかは組合のほうで積んではいるのですけれども、とてもやはり間に合うような金額ではありませんので、やはり将来的にはそういう負担が増えるということを一一般の町民の方にも知らしめるた

めにも必要なのではないかなと思っております。

今回はそういう新しい焼却施設ということで2か所を見たのですが、私、議員になってから1年目がたしか岩手の奥州市で小型家電等の資源化ごみのところを見てきまして、2年目が神奈川県横須賀のほうで石灰と容器プラスチックを合わせて、もらった方もいらっしゃると思うのですけれども、これは多賀城市の1300年の名刺入れなのですけれども、こういう紙のようなプラスチックみたいなそういうのを生産するというので、松島も容器プラスチックを今までと違って可燃ごみと分けて集めるようになりましたので、やはり幾らかでもごみを減らす、焼却ごみを減らすという意味で、ぜひこういうことを進めていってほしいと思います、この質問も考えたということでございます。

それと、もう一つは、ちょっと前に戻るような感じになりますけれども、一部事務組合とは何ぞやという関心を持っている町民の方はどれぐらいいるか分からないと思ひまして、実はこちらに持ってきておるのですが、町の広報とか議会だよりのほうに、1市3町のほうで8月の発行のやつですね、そちらのほうに出していただいたのですが、関心を持ってどれぐらいの町民の方が見ていただいたか分からないのですけれども、松島はこういうふうに広報委員さんのご協力の下、こういう1ページ大の立派なページを作っていて、町民の理解を幾らかでも増やせるような試みになったのではないかなと、我ながら自負しておるところではあります。

次に、塩釜地区消防事務組合についてお聞きしたいなと思っております。

消防事務組合は今のところ、私も議員になってすぐぐらいか、消防事務組合の議員をやらせていただいたのですが、そのときには消防署の新築ということがやはり話題になりまして、一番最初に多賀城だったのですか、私のときは。多賀城消防署が何年か前にできまして、今は塩釜消防署とそれから本部、そちらのほうの建設が今のところ問題になっていると思うのですが、その次に松島だというのは、私が消防事務組合議員のときから出ていた問題だったのですけれども、何回か話題が出た中で、消防署の移転はその市町のほうが土地を提供し、また建物は消防の組合のほうで建てるといようなたしか答弁だったと思うのですが、松島消防署のほう、それこそ塩釜が今少し動いているような段階なのですけれども、もし松島消防署の移転について何かありましたらお聞きしたいなと思ひましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島消防署の移転について、現在の建物は昭和50年に建設されてから約

49年が経過しておりますので、塩釜地区消防事務組合の計画といたしましては、新松島消防署の供用開始は令和13年を目標としているものと伺っております。

ただ、これはあくまでも目標なので、高橋議員が消防組合議員になったときは東日本大震災の後で、多賀城消防署がああいう浸水になったので、まずは多賀城消防署を先にやろうということで動いて今の形になった。今、塩釜消防署がいろいろな形で議論になっているということでもあります。

これらについても、議員さんの中で塩釜消防事務組合の議員さん方は内容等を聞いているかと思いますが、そういったものを、東部衛生にしても消防事務組合の議員さんにしても、全てがやはりこういう議場で議員間の自由討議をやっていただいて、常識を高めていただければいいかなというふうに思います。

ただ、私、消防事務組合の中で慌てて13年度に必ずやれということでもなく、目標としてもらえればいいと。なぜかというと、物価高騰があって、いろいろなことをやらなくてはならない、東部もやらなくてはならない、消防もやらなくてはならない。それから、この後に出てくるかと思えますけれども、環境とかいろいろなもので2市3町に関わるものについては、1市3町のものとは2市3町のものがありますけれども、おのおのがやはりこれからのまちを形成するが上にやっていかななくてはならないことが山積みになっていると。こういったことについては、こっちの組合そっちの組合ということではなくて、我々全体の中でしっかりと予算等も考えてやっていくことが肝要かというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 高橋議員。

○8番（高橋幸彦君） 町長からは議員間の自由討議のほうがいいのではないかというお話ですが、一応控室で消防議員さんのほうからこういう話だと。あとまた、先月終わりましたけれども、議会報告会でもやはりちょっと話が出たりすると、私らが知らなかったそういう消防のほうの話とかも聞けるので、ある程度は議員同士で情報は共有しているつもりなのです。

今回はやはり議場で、目標は本当に目標であって、今の情勢だと実際できるかどうか分からないという町長の話はもう重々分かりますので、ただやはり一般の町民の方に知らせるのが一番大事ではないかなと思って、あえて私はこの議場で今質問させていただいております。

松島消防署もできるだけ、今のところだと本当にもう敷地も狭いですし職員の方も大変ではないかなというのを常々感じておりますので、ぜひ計画どおりもしくは、早くはならないでしょうけれども、なるべく早い時期に移転ができるようお願いしたいなと思っておりま

す。

最後に、消防事務組合の環境事業の特別会計についてお伺いしたいのですが、これは火葬場とそれから環境組合し尿処理のほう、そちらのほうのやつなのですが、まず、りふ斎苑です。こちらのほうは令和5年度の負担金が、管理費負担金が599万3,000円、投資的経費負担金が1,069万6,000円となっております。新しく建てたので、この投資的な負担金というのがプラスになっていると思うのですが、これは何年までなのか、金額は恐らく変わらないでしょうから、最終年度が分かりましたら、それをお知らせ願いたいなと思っております。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、議員のさきの質問の松島消防署の件でございますけれども、消防署を例えば松島町で新しく設ける場合については、地元自治体が土地を用意するという事になっておりますので、これらについてはもう令和7年あたりから、松島としてどの辺が消防署の場所としていいのか、そういったものについてはそろそろ準備にかかっていきたい。

これの候補地を決めて用地取得等がもし入った場合でも、すぐ二、三年かかるかもしれませんので、もうこれはもう来年あたりから場所がどこなのだろうかと。当然低いところは駄目だろうから高台に行くと思いますけれども、そういったことを踏まえていろいろ検討していきたいというふうに思います。

それから、火葬場であるりふ斎苑やし尿処理施設の塩釜地区環境センターにつきましては、単独で運営処理することが困難な高度で専門的な事務や、広域的に処理することで効率化が図られる事務として、一部事務組合である塩釜地区消防事務組合が業務を担っておりますが、管理にかかる費用については、多くの構成市町である塩釜地区2市3町の負担金で賄われており、その負担割合は約70%を占め、本町におきましても令和5年度決算で約8,400万円を負担しております。

行財政改革の視点から、共同処理する事務処理の在り方を常にチェックし、事務の拡大縮小や制度の見直しなど効率化に向けた検討を常に行うことが重要でありますことから、今後も構成市町と連携し、指導等を徹底してまいりたいというふうに思います。

なお、各負担金の詳細につきましては、総務課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、りふ斎苑の投資的経費負担金、こちらにつきましては負担金の最終年度は令和23年度となっております。

それから、負担金の額ですが、元金と利子の償還金額ということで、これ当然元金返してい

けば元金が減りますので、毎年度金額は変動で若干の変動はあるということでございます。  
そのほかにも均等割、負担金の計算そのものは均等割、人口割というのも影響しますので、  
毎年の1月1日の人口によってもまた変動するという事です。

○議長（色川晴夫君） 高橋議員。

○8番（高橋幸彦君） はい、分かりました。

それと最後に、今、町長、環境のほうをまとめて8,000万云々ということで、環境センター  
のし尿のほうは単独ですと6,697万5,000円ですね。多分松島が一番多いのではないかなと思  
っております。

それこそ議員の控室では、決算の時期になると松島が一番多いのだというような話が出てい  
ますので、将来的にすっかりなくなるということはないのでしょうか、合併浄化槽  
云々の話とか度々出ているのですけれども、なかなか人口減少していたり、また高齢化によ  
って負担ができないというような話がありますので、これも町としての考え方、将来的な考  
え方はどうなのでしょう。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、環境センターですけれども、平成11年の4月に供用開始され  
ていますので、今議員がおっしゃったように、機器の修繕工事等で多額の維持管理費用がま  
ず発生しております。

松島町が大体45%ぐらいの搬入割合ですので、松島町が、議員もおっしゃっていましたが、  
負担金が一番多いと。これは環境センターについては実績割がもう80%ということで計算さ  
れますので、おのずと搬入量が多い松島町の負担金が多くなっていくということです。

今後につきましては、処理方式の変更ですとか、あとは施設整備の今年度検討業務というの  
を、委託業務を使って組合のほうで今やっているということです、今年度いっぱいぐら  
いで検討業務そのものが終了するかと思いますので、それで大体方向性が整理できるのでは  
ないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 高橋議員。

○8番（高橋幸彦君） 本当にお金のかかることが多くて非常に大変だと思っております。

時間もあれなので、今答弁されたことを一応議会だよりも自分でまとめて出したいと思っ  
ております。

最後に、通告はしなかったのですが、ごみの出し方について。

前の私の先輩であります菅野良雄議員さんが、ごみステーションまでごみを持っていくのもひどいのだと、高齢化が進んで独り暮らし、また夫婦2人だけということで、そういうのがあったのですけれども、磯崎の議会報告会でも、夕陽が丘の地区だったのであるけれども、ごみステーションを増やしてくれないかと。坂なのでやはり遠くなったらひどいという話があったので、私は北部の話を知っていたので、ぜひとかなというふうには心の中では思ったのですけれども、もちろん口には出さなかったのですけれども。

そういうのはいろいろありますけれども、1つの解決方法で、昨日の櫻井 靖議員さんの報告で、町の力をということで、それこそ役場だけではなくて町民だけではなくて議員もということで1つ提案したいのが、いろいろ話題になっていると思うのですけれども、地域通貨みたいな形で、例えばごみを捨ててもらったらポイントみたいな形で何ポイントとかですね。ただそれが町の商店とかで使えるようなのにしたいのですけれども、なかなか町も商業施設等がなくなったので大変だとは思っているのですけれども、それも1つのアイデアではないかなと自分では思っておりましたので、そのほかにもいろいろ考えて、何とか町の今後が明るくなるような施策を皆様に期待して、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 8番高橋幸彦議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開は13時であります。再開は13時。

休憩します。

午前11時59分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

通告の順に従いまして、質問を許します。7番赤間幸夫議員は登壇の上、質問願います。

〔7番 赤間幸夫君 登壇〕

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。

まずもって、今回2問、一般質問の通告をさせていただいていますが、最初に、北部地区圃場整備事業への取組促進についてということで即入っていきたくは思うのですが、この質問事項にいろいろと思い巡らして、過去の議会でのやり取りとかそういったものも全部調べさせてもらって、直近では令和3年の3月でしたか、町当局からの当時高橋利典議員さんが質問したことに対する答弁内容なども皆見させてもらって、そういったことで町当局のス

タンスといいますか、そういった姿勢についてもよく理解した上で、あえて今回取り上げさせていただいたこととして、今現在、本町では、この令和5年4月に農業経済基盤強化促進法の改正があったことを受けて、地域計画を策定する必要があるとして松島地区実行組合長、26人組合長はいるのですが、宛てに意見を求めていると。

たしか11月の27日付で、12月の13日くらいだったかと思いますが、そこまでに意見をありまして出してくださいという内容だったのですが、その中身を見ていくと、各地区で協議の場を設定し、地域農業の現状や将来像について協議してきましたと。その協議の結果として、地域計画には農業振興地域内の6ヶ所、この場合、幡谷、上竹谷、下竹谷、北小泉、磯崎、手樽、それにプラスして根廻地区というふうにして計画に位置づけしましたという内容だったのですね。計画等については毎年度協議の場を設置し、開催し、更新していく予定としておりますというふうにも書いてあるわけなのです。

たしか農地利用目標地図素案作成業務というのが、前年ですから令和5年の9月の議会に補正予算で上がったかと思えます。当然、将来今後10年間を見越した松島農業の在り方を、農地の利用目標地図として策定するために委託を行って、成果を見いだすようにという動きで来たかと思えます。

このたびその農地利用目標地図を素案として策定できていますと。見ますと、その成果物は8分割で松島の行政区を描いておいて、そこにおける農地、この場合は田んぼと畑が主なものだと思いますけれども、ほかの採草地とか云々はたしか入っていないような気もしたのですけれども、そういったもので描かれています。

さらに申し上げるならば、この成果をこの本年の11月の末、いわゆる先ほど申しあげました11月の27日付で私どものほうに意見を求めさせていただくということで案内があったわけです。

成果地図などをずっと軒並べて見させていただくと、これは令和5年の統計資料の中から抜粋してみたのですけれども、本町内における農地、田んぼで859ヘクタール、畑で178ヘクタール、合わせて1,037ヘクタールございます。であって、地域計画に計上された農用地はということで、これまた田んぼが680ヘクタール、畑で52ヘクタール、合わせて732ヘクタールですよと。

あわせて、この成果の中には、61歳以上の農業従事者で占める耕作反別としては604ヘクタールございまして、この604ヘクタールのうち、将来において後継者不在である反別はと見ますと237ヘクタールですよというふうに素案に載せてございます。松島町の農業、農用地の近

い将来は、町の農業施策にかかっているわけなのです。こういった点をまずもって前段申し上げさせていただきます。

その上で通告内容に沿って入っていきますが、国の2024年度の補正予算、現在、衆議院、参議院だったかな、昨日5日の時点では、宮城県選出の政調会長をしています小野寺五典氏が予算委員会の中で、農業も含めてですけれども質疑やり取りしておいて、それを差配しておいたのが立憲民主党の安住 淳議員だったと思いますけれども、予算委員長をやっておられた。

議会がなければ面白いやり取りかなあとって見ようとしたのですが、いかんせん、9時25分でぎりぎり走ってきてここに9時40分まで間に合わないので、そこからちょっと途中で途切れていて、車の中でラジオを高くして聞き及んだのですけれども、なかなか途中で心残りだったのですけれども、次の日新聞見ましたら新聞上ではあまり何ら記事として取り上げなかったなど、残念だと思いましたけれども。

要は、農林分野の重点事項案、2024年のこの国会に補正予算として上がったわけですけれども、これまた日本農業新聞に掲載されておりますが、それによりますと、来春策定する新たな食料農業農村基本計画を踏まえた対策が柱とされて、米生産コストの削減を見据えた農地の大区画化や共同利用施設の再編支援を打ち出すとしておりました。

また、国は今後5年間で農業の構造転換を集中的に進めていく方針を掲げております。

県内の米どころと言われるところでは、既に、継続的にはありますが、農業を町の産業として担保するかのように土地改良事業を展開してきております。土地改良事業ですから圃場整備事業もこの中に含まれるわけです。

それで見てみますと、先ほど前段で申し上げたとおり、松島町は令和2年度の農山漁村地域復興基盤総合整備事業を手樽地区で行われてきましたが、いわゆるC1事業202ヘクタールを行っております。その後は推進の動きが見えてこないのが現状であります。

これまでに厳しい財政運営といいながらも、平成の時代だけでも5本、古浦地区平成8年から15年にかけて27ヘクタール、松島東部地区平成10年から23年にかけて137ヘクタール、土手外地区平成17年から25年まで48ヘクタール、下志田地区平成17年から29年までに17.8ヘクタール、それと併せて、前に申し上げましたC1手樽地区の平成28年から令和2年度までの202ヘクタールというふうに圃場整備事業を行ってきているわけです。

そういったことをいろいろと考え合わせ、当時平成年間に入っの松島町の財政構造等を知るために手早く私は、俗に決算カードと言われておりますけれども、毎年の決算関係の内容は

決算カードを見れば一目瞭然に分かるわけですが、そういったところを調べさせてもらっても、ここから質問ですが、北部地区圃場整備事業を前提とする調査計画に着手しないのはどのような理由からか、これまでの実績や成果などを鑑みた場合に財政状況は理由にならないように思えるが、いかがなものかというところで1問目の質問です。よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 答弁をお願いします。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） それでは、赤間議員の1番目の質問にお答えをしていきたいというふうに思います。

今ご質問の調査計画に着手しない、どういう理由かという内容でありますけれども、北部地区の圃場整備につきましては、地元農家の方々に平成26年から幡谷の大倉、それから中通地区の現地踏査会をはじめ、検討会を実施していると聞いております。そしてまた、平成29年には松島北部地域基盤整備研究会というのを発足して、事業推進に向けて取組をなされたという経過があります。

しかしながら、その後コロナ等々のこともありまして、足踏み状態にいるということであります。

先ほど議員のお話にありました令和3年3月の定例会で圃場整備事業の状況について一般質問がありました。その当時、事業負担額の増や税収の減収が予想され、財政上厳しく、時期を検討する必要があるよというような旨の答弁をさせていただきました。

現在、圃場整備事業は、事業実施に向け、地域での担い手の集積目標や高収益作物の作付目標等ビジョン、これはよく活性化ビジョンとか何か言い方しますけれども、これは行政というよりもどちらかという改良区、地域の方が主にいろいろな方向性を考えていく、将来を見据えていくというものになります。そういうのが必要になります。

また、調査や経過に関しましては、県営事業になることから、宮城県では調査計画、これは宮城県が事業主体になりますが、事業費的には県と町が負担して計画をつくるというものになります。県の審査の段階で、先ほどありました活性化ビジョンの策定済みか地域計画の農家の100%の同意こういうものを得ているか等の要件があり、今いろいろな形で、この辺について調査計画にまだ至っていないという経過であります。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） そういったお答えについては、いろいろと私のほうでも調べさせていただきましたし、そういった内容についても、当時のコロナ禍の中での動きですとか、そうい

ったことでのいろんな予期せぬ対応、そしてまた、水害関係とかも連担してあったかと思えますので、そういったところも踏まえて見てみた場合に、最近の国からの情報、これは農水省のほうからですけれども、圃場整備事業に係る土地改良に関する法律関係が来年に改正予定されていると。

いわゆる地権者となるべき方々、農業従事者の方々の申請部分については、県、地元自治体も含めてですけれども、松島町と県と国と連動して、その分が賄えるような法改正に移行していくというふうな情報も一方では入ってきているわけです。

そういったところも踏まえつつも、この圃場整備事業、今日、測量試験費、調査設計組んだからとして即座に現場に着手というふうな形にはなりませんからね、早くても3年から5年くらいは要するでしょうから。そういったことも踏まえて見たときに、そろそろあれから3年、4年になろうとしていますけれども、そういったことも踏まえつつ、農水省のこの農業政策に関わる部分でのビジョン描きからも、全国自治体に対してそういった地域計画なるものを立てながらその推進を進めるようにと、市町村に今後10年間の計画対応も含めて描きなさいと。

大体、これまたあんまりいい情報ではないのですが、今現在、全国自治体のほうに農水省からの案内で見ますと、その地域計画の取っかかりというか、着手状態あるいは令和7年3月末日までの期限をもって進めようとはしているものの10%に満たないとか、いろいろ数字は見えますけれども、そういった地域計画のありようではあります。

ましてや、我が家の部分で見ても、将来今後10年間を見越した成果、目標地図なるものをずっと見させてもらうと、その面積の部分に着色されている部分というのは、大体その圃場整備に絡まって将来の見通しが立てられている部分、白地になっている部分は将来後継者がいないか、もしくはまだ現段階で未定部分だとか、そういったことが描かれていますから、そういったところに対しての捉えから見ても、トータルスケジュールから見ても、もうちょっと時間を要したにせよ、その動きを含めて町は地図作成に協力いただいた農業従事者の皆さんに、地元に向かって説明会なるものも開かなければいけないと思っていますけれども、そういったものについての考え方などはいかようにされているのかなというところも今回お伺いしておきたいとは思いますが。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 地域農業の競争力の強化のことであるかと思いますが、農地の大区画化、汎用化等基盤整備を行い、担い手への農地集積集約化が必要というふうには考えて

おります。全国的に農家人口が減少する中で、地域の農業が今後継続的に持続可能なビジョン等が重要と考えております。

議員がお話しするように、そうですね、ここ一、二週間、農業新聞をちょっと細かく見させてもらっています。必要だなと思ったところは切り出しております。今の石破内閣が2次目になって、本当に農業をどこまで突っ込んでくるのかなと。もう今まではどちらかという上辺だけで、あとは地方に任せるよと。

例えば、新規就農者にしても、それから大型機械の搬入にしても、こういった助成をやるからあとは何とかせいというふうな話であります。実際は、耕作者の方々は、そういったものを取り入れてどう経営内容をやって進めていくかが肝要なのであって、そこには何らまだ触れてこないというのが今の農業ではないのかなと思います。

当然何の職種でもそうでありますけれども、農業についてはやはり日本の食、お米でありますから、我々にとっては米は大切なものでありますので、その食管のことを考えれば、今の石破内閣で大臣経験者の中に農林水産大臣3名ぐらいいると思いますけれども、そういった方がしっかりと農業問題に末端まで踏み込んだ内容の議論を期待していきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 町長と同じように、私も農業新聞、立場柄、必ずや松島町の実行組合会長している人はそういう情報に疎くては困りますので取っていただきますと半ば強制的に、併せて共済新聞も取るようにということで、毎回のごとく朝一番ではその部分から見て、通常の地方紙に目を通すような形になっています。町長も同じかなと思いましたが、やはりそうだと。

この間の論説関係をずっと見渡してもそうですけれども、国の動きとか国のありようがやはり正直申し上げて町長が懸念しておられるように、私自身もまたこうやって日本の農業政策はくるくるくるくる、猫の目とは言わないですけれども、私も高校、大学抜けるぐらいまでのときそういったものを題材にして卒業論文とかなんとか着手した経過もあって、こんなに農業政策が変わる国もないだろうなあと、農業保護関係がおろそかになっているのではないかなあと。

先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、大区画化あるいは汎用型、汎用型というのは基本的にはいろいろな耕作、いわゆるコストも含めてですけれども、市場性の高い野菜とかそういったものを中心とかこういったところに即座に転換ができるような形、田んぼを畑

地化するなんていうのを平気で言われるわけですから、そういったことも農業したことない人間の話かなと思いがらずと聞かせてもらっていますが、そういったことも平気で国のほうでは打ち出してきている状態。

松島の農地の状況を見たときに、今現在、水稻と豆、そういったところを転作作物とかそういったことでやっておられる状態のところ、なかなか高次の野菜関係を入れるというのは難しいだろうとは思っていますけれども。

そういったことも踏まえて、地元としてどんな形にせよ生き残る策として、競争力のある農地整理は基礎土壌整備というのですか、大整備はやっておくべきだろうというふうな思いから今回質問にも及んでいますので、その辺当然のことだと思います。

それで、何よりですけれども、これは令和3年のときの質問のやり取りなども見ますと、認定農業者でしたり、あるいは農業従事者の平均年齢とかそういったことも踏まえて見させてもらおうと、将来に渡って大区画化しても、実態としては松島町の農業耕作者の所有反別平均的には1ヘクタールから2ヘクタールぐらい、小規模農家の方々の反別ですよ、耕作しているかないにかかわらず、反別的に持っている部分がそういった方々の部分が大多数だと、五十二、三%になろうかと思えますけれども、全体のね。

そういったことをもって、それらをいろいろと集めて大規模化していくというふうな、大型化していくというふうなありようの農業政策展開をしてくれということが、国の申出内容だろうと思います。

そういったことも踏まえて見たときに、次の質問に入っていきますが、総じて見たときに、それでは、農地として、これまで、町長が就任3期目の所信表明とかあるいは令和6年度の当初予算に絡む施政方針とかそういったものにうたわれている内容なども見まして、農業基盤強化に取り組む姿勢をうたっております。

その事業実施による地域課題解決と期待効果、地域計画においても明らかにされていくわけでありましてけれども、唯一、私から見れば残っている地域からと言ったら語弊がありますがけれども、圃場整備に取りかからなければいけない北部地区の営農者たちの声を立場柄いろいろお話しして聞く機会がありますけれども、そういったものがどうしても頭から離れませんから、もう少し松島町当局の松島町の農政にかける意気込みを、農業従事者の方々に膝を交えて話しする場面などもつくりながらもやっていただけたらなという思いであります。

ここまでは私の持論とかいろいろお話しさせてもらったのですがけれども、この地域計画の中にもう1回遡ってみたときに、通告内容とは若干ずれていくかもしれませんが、なぜ

に根廻地区が入り、我が家初原区が入らない、桜渡戸地区が入らない、本郷地区が入らない、海岸地区が入らない。トータル図面をずっと8分割しても並べてみたときに、なぜ入らないのだらうなと思ったのですよ。そこだけまずは聞かせてください。考え方として、それをまとめた地域計画をつくっている素案にしたよということなのですからけれども、本当に膝を交えて話してきたのですかね。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今の質問についてはちょっと私もよく確認していません。通告を受けていればよく調べて答弁できたかと思いますが、何か別な機会でもよろしくお願ひします。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 失礼しました。ルールでしょうから。

ただ、地域計画のことは当然今の動きとして、産観の課長さんあたりはずっと準備して腹積もりしてきているのだらうなと思ったのですけれども、そうでないとするならば少しだけ時間もかなり空いただらうになあ。最近の動きの農政、国の補正予算とかそういったものに目を通す機会もあったらなと思ったもので、あえて質問させていただきました。

それと、あれは特定都市河川浸水被害対策法に基づく提案区域への策定計画というのは、これは下志田とか北小泉とか、あちら吉田川沿線に近い行政区のほうの方々については、その策定計画をもう既にタッチしておって、地元住民の皆さんに安全安心を兼ねての説明も行ってきているのかなあと。それと圃場整備事業が絡んだら、こんなにいい事業展開はないだらうなあとという思いであるわけなのです。

その辺の思いについてももしお考えがございましたら、ごめんなさいね、六基、七基の排水機場の問題も絡まっていますけれども、そういったことも踏まえて何分、11月の月に議会報告会なるもので北部地区に行くと、必ずやはり水害とか起きたら不安ですよと。ましてや、その堤内地にいる自分たちのお住まいの部分で、田んぼが遊水機能を持っていたとか、一時的にせよそういった田んぼダムになった場合に、一時的にせよ外に出られない状態が生まれるのではないかなとかそういったことも踏まえて考えたときに、やはり排水機場の強化策、それと合わせて道路関係、農道等の整備も圃場整備に合わせてできたらこんなにいいことはないなという思いで、その辺を解決策に描いていけたらなという思いですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） これは北部の圃場整備のエリアと、今特定河川のお話あったポンプ場

の話と、隣接するというか一体の考え方だと思います。そういう中で、今言われている北部のうちの一部もそこに入ってくるのかなあということ踏まえてのお話なのかなというふう  
に受け止めました。

それで、我々も考えている中で、いろいろなお話やり取りありましたけれども、先ほど地域のビジョンが大事ですよというお話をされました。そうすると、地域からいろいろ今まで何  
回かお話はあったのですけれども、面積、ヘクタールがさっき言った全地域155ヘクタールで  
もお話しましたし、131でもお話は来たし、113ヘクタールでも来たのですよ。ということは、  
それは当然実際できるエリアが縮まってきたということだと思います。

そういうことが経過としてありますので、今言った特定河川も踏まえ、なおかつ地域として  
先ほど言った一反歩とか実際に面積をデータで見ると、一反歩、二反歩という田んぼがあれ  
ばそうでないところもあるので、ではどこから手をつけるかというところのビジョン、考え  
方。そして、そこにある地権者、関係者の方の将来の考え方と、そういうところをやはりち  
よっと整理していかなければ、これは具体的に進まないだろうと。

これはどうしても事業計画しては、前は令和3年とかの説明会では、10何年とかというお話  
をさせて、期間かかりますよと。今ちょっと国とか県とか情報収集しますと、もう20年近く  
行くのではないかという話もあります。それは県の財源とか、1.5倍ぐらい物価が上がってい  
ますね。そうすると事業投資が、前は5年ぐらいでできるのではないかとっていたのが7  
年、8年と延びる可能性もあるということで、年月は延びるのではないかという見方もして  
おります。

あと、後継者の問題です。そのあと、償還なども10年ではなくて20年とか結構長い期間にな  
る。そういう様々な面で、やはり一番ベースとなる地域との今後のビジョンというものを、  
これは地域の体力とお話ししましたけれども、やはり行政も入りながら、そのビジョン、  
方向性を少しきちんと煮詰めていくことがまず、言葉で具体的な箇所はどの辺で考えるか  
というところも踏まえて、このビジョンづくりに少し力を入れていくということが、やはりさ  
っき言った特定河川も含めてやはり一緒に考えることが大事なのではないかなというふう  
に思っております。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 副町長の答弁、ずっとかみ砕いて聞くので、一番の着眼部分はどこにウ  
ェートを置けばいいのかなと時々思うわけなのですけれども、今話があった中でも、私とし  
てはやはり今お話あって20年とかという数字がぴょんと、数字的に出されるとその数字が独

り歩きされると困るなどは思いながら、金額などにもついてもそうですね。過去にも何度かお尋ねして、ざっとどれくらいで予測立てて今の経済情勢でこうだよ、あるいは動きとしてそれが独り歩きして云々するというパターンになると困るということもあるのですけれども。

ただ、負担割合についてちょっと今触れたので、国が50%ぐらい、県が30%近い数字、ざつとですよ。地元自治体が10%ぐらい、あるいはそこに恩恵を受ける受益の負担から見て農業従事者関係で10%、合わせて100%というふうな見方の割合は、今度は少し国のほうとか県のほうにウエートをかけるような、これは政治的な部分もあろうかとは思いますが。

この今回の一般質問に及ぶ際に下調べ的に鶴田川改良区のほうまで足延ばさせてもらって、理事長さんともちょっと談笑しながらお話しさせてもらったのでしたけれども、時間のかかる事業ですから、そういったことも踏まえて、その間に国の動きなりをはっきり見定め、宮城県の動きなんかも察知しながら対応いただくことが肝要ですねというぐらいの話はしてきたところだったのですけれども、今副町長からお話ししたようなことも、一方では念頭に置きながら、あるいは人脈的にも先輩たちもそういったコンサルティングもやっている人たちもいて、その考え方についてもお聞かせいただいてきて、今回もできるだけ松島町に即した圃場整備の在り方というのをちょっと研究、自分もしてみたいと思っていますけれども、今回だけで終わらせようとは思っていませんけれども、そういったことを描きながらやろうとしています。

ただ、北部地域ずっと歩いてみますと、やはり先ほど、町長も、副町長もお話ししているとおり、結構沢への出入りが激しい地形、土地柄なのですね。それと、どうしても山裾に近いところについては湿田というのか、条件がうまくいかない反別、休耕しているような状態を見ますと、やはりそうなのだろうなと思いますけれども。そういったことも踏まえて見たときに、その辺の絡みも含めると、かさむなど、事業費もかさむだろうなという思いですし、一方では、水を治めると書いて治水のありようも事業展開の中には織り込むべきだろうなというふうに思いますから、そういったことも想定に入れながら勘案していくべきだろうというふうに思います。

そういったことも踏まえて、私は今回質問しています。ただ、地域計画の協議の場というのを毎年度開催して地域計画を更新していくということではありますが、その辺の考え方については、これは間違いないのですかね。更新の絡み。要するに先ほど私が言いました、その区域の中に入っていない5つプラス根廻地区、その区域外の部分も案内かけていく段階でいろいろな意見集約の場で見直しをかけていく場面とか入ってくるのですか。もう決めたのだから

ら駄目ですよという話なのですかね。

○議長（色川晴夫君） 答弁。太田産業観光課長。

○観光産業課長（太田 雄君） 県を通じた国のお話では、地域全体の農業の将来的な部分を考えなさいというようなお話もありますものですから、全体的な話で今後も進めると。そして特化して農振地域、今回は根廻地区もプラスですけれども、特化した部分ということで、その辺を集中的にお話を伺って計画もして、将来的なビジョンを描いていくというような内容で描いております。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 根廻地区が入っているので、私どもの地域とも遜色ないな、桜渡戸、初原、本郷地区、そういったものも見方によっては……。

○7番（赤間幸夫君） 要は、そういったことも毎年でなくても、2年に一遍3年というふうに見直しをかける際には、その後継者が自分の直系の息子、娘でなくても、農業を企業として行いたいような素地、土台は初原でも桜渡戸も地形的に、あるいは退職して新たに農業に従事したいというふうな方が生まれれば、そういったところでの農地活用もできたらいいなというふうな見方もするわけです。

このままずっと大規模化だけが進行して行って、小さな小規模農家が、言っちゃ悪いですがけれども、計画から外れて、将来圃場事業対策にはその地域エリアに入っていないと駄目ですよなんて話になると、私の先輩方ともよく、赤間さん、赤間さんとは未整理田で大きくても二反歩、これを隣り合わせして四反歩くらいにして畦畔を取って整地し直しすれば、誰でも受けてくれるよぐらいの話されるわけですね。喜んでと。ああ、そうかと。

ところが、今は1人で初原で誰々作っていると言ってもすぐ分かるのですけれども、子供たちが将来どんな世の中になっていくか分からないけれども、米くらいは自分で、野菜も米も食したいということを親の立場から、じいさんの立場から見たときに、そういったことを勘察して描いているというところもありますからね。そういったことの少しでも余地を残せるように配慮いただけたらなという思いですが、その辺どうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○観光産業課長（太田 雄君） こういった農地の整備、基盤整備については、ちょっとざっくり言うと農振地域しか補助対象にならない。その他の地域については、もしやるという話になればもう単費でやるしかないというような形になってしまうものですから。確かに、議員さんの初原地区、それから海岸地区だって、農業はやられているわけなので、それはそれで

大切なことだとは思いますが、その観点からは地域計画には地域全体で描きつつ、ちょっとその補助面からいうとちょっと残念ながらというところがあるので、その辺はちょっとご了承願いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 補助要領とかそういったものも当然見比べするのですけれども、農業振興区域とかというのは、松島町が新たに指定区域に包括的に入れることは可能なのですよね。見直ししかかって。そういうのは駄目なのですか。

○議長（色川晴夫君） 大丈夫ですか。太田産業観光課長。

○観光産業課長（太田 雄君） 今回、地域計画というのが初めてつくるものですから、恐らく国のほうでもこういうふうな形に変更して位置づけてくださいとかという話に、もしかしてなってくるのかもしれないし、その辺は国の動向も注視しながら地域計画のほうもちょっと更新していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） そういったお答えで、今日のところは納得はできませんけれども、そういったことを考えているということだけでも、私の見る限り、調べる範囲にそういった部分は出てこないわけで、ましてや、日本の農業の実態をつぶさに見ていくと、東北地区なり関東周辺なり、関西周辺、西日本、九州見ていったときも、日本農業は大規模の農業だけで進んでいませんし、農業法人化されたような形で収まっているところもございませんからね。いずれそういったところについても、まあ学者の皆さんというか大学の先生たちも、今回の地域計画の在り方とそれを取り巻く農村関係の部分についても、少し荒っぽい、審議会に対して提案したときにいろいろな意見が飛び交っているような状況もありますから、そういった点も踏まえて見たときに、やはりその辺も見定めさせていただきながら進めていけたらなと思っていますので、その辺もご理解のほどを賜りたいと思います。逆にこちらからお願いしておきたいと思います。

それでは、次に、3つ目です。

これは、先ほど副町長が答弁されていますから、大体は私のほうで、その答弁内容で今の段階ではこのくらいの話なのだろうなというふうな思いですから、それ以上突っ込む必要はないかと思います。

ただ、松島の産業といった場合に観光産業はもちろんのことだと思いますけれども、農業と

いう、あるいは農林水産関係というのはやはり位置づけ的には大きなウエートを占めるのではないのかなというふうに思っています。これは、時の行政運営、首長たる櫻井町長の胸先三寸だろうと思います。

私の腹の中では、農業は一から分からないからいろいろと、農家の生まれでいろいろ昔活動した思い出も持っている人間から言えば、少しは農家人の気持ちも分かってもらえるようなあとという思いを少ししています。

そういったことも、事業的にも財政的にもそんなにしわ寄せをするものかどうかとも踏まえて勘定合わせたときに、もう一度、英断とは言いませぬけれども、そういった判断をされるように願って、この1問の質問を終わりたいと思います。

早速、次に移ります。2つ目です。

既成市街地における防災・防犯への課題とその解決策に向けてということであります。

町の将来ビジョンを踏まえて長期総合計画が描かれているわけでありましてけれども、様々な行政施策が取られてきているものと思っておりますが、町民の意向が反映したまちづくりとなっているかどうか。こうした疑問を町民の皆さんから議会報告会などを通じて、私どもの立場としては意見、要望をされる機会があります。町の対応について、既成市街地における防災・防犯への課題とその解決策に向けて絞って、以下の点で伺ってまいりたいと思います。

1つ目です。

既存住宅密集地域、この場合私のイメージとしては高城地区、磯崎地区、海岸地区、それぞれ町道が走っておって、幅員構成が4メートルないし4.5メートル以下の幅員構成の部分などを指します。あるいは、海側に面している町がゆえに、海からの近い地で即登頂部分というか、そういったこともあって高台のほうに上がるような道路形態、そういった部分も指しております。

こういった地域側における狭隘道路や排水施設の老朽化、その排水施設の機能不全は、防災を限りなく考えた場合に日常生活において著しい不安材料であります。風水害、降雨、これからは降雪、地震、通行往来、車が双方向で擦れ違いがままならないような状態の幅員構成、電柱あるいは民地側からの立木張り出し、あるいは場面によっては看板等、ごみ集積所なども絡むかもしれません。そういったものが生活環境を形成する上で必要とされてそういった場所にあります。

また、これから盛んに言われることとして、火災等なども想定した場合に、その行政施策と住民の理解協力が欠かせないものですが、町の認識、住民対応への在り方等をどのように町

は行っていこうとしていますかということです。

ちなみに、火災は11月末時点ではもう6件かな、松島町。去年の統計からいうと5件くらいだったのですけれども、もう6件になっています。内容的にはさほど、毎年、その他火災関係だったり車両だったりっていうところがありますからあれですけれども、そういったことが出ております。そういったことをまずもって、こういった地域柄に対しての町の考え方を伺いしておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 質問にお答えをさせていただきます。

まちづくりを進める上で住民の意向を反映させるということは非常に大切であると。また、行政施策は住民の理解や協力は欠かせないものであるというふうに強く思っております。防災施設においても、住民の視点に立ち、必要とされる防災対策を講じることが重要であると、まずそういう認識を持っております。

ご質問の中にありました既存住宅密集地域の道路につきましては、生活道路の機能のみならず住宅火災、先ほどお話ありました住宅火災が発生した場合の緊急車両の通行や災害時の避難路として重要な施設と考えております。道路幅員4メートル未満の狭隘道路、狭い道路につきましては、松島、高城、磯崎、手樽では災害の避難通路、全部ではないのですけれども、主たる道路、4メートル未満の道路を避難道路ということで整備をさせていただいた事業があります。そういう意味では、ある程度解消されたかなというふうにしております。

ただ、そのほかにも、この市街化地域に限らず、全町にわたって多くまだ4メートル未満等が存在しているということは認識しております。狭隘道路の拡幅や隅切りなどの整備につきましては、用地など住民からの協力が不可欠であり、住宅の建て替え時などに協力をいただいている、そういう中で検討、整備をしているのが現実であります。

また、道路の排水施設、側溝等については、これはもう議員さんのところもありますけれども、雨水排水に関係するのですけれども、それ以前の生活の道路側溝という意味で、地域の皆さんにご協力をいただいているのが現実であります。町で様々な道路、狭隘道路を整備する上では地域の皆様のご協力も大変必要だということを強く認識しております。また、それを踏まえて、これらの道路については物事を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） ちょっとここで1つお尋ねなのですが、松島町における建築確認行為についてちょっとお尋ねしておきたいと思いますけれども、一般の住宅関係の建築確認申請は、

今現在、その建築主さんが建築士さんとかを通じて建築確認申請書類が整わせたら、松島町を経由しなくても仙台土木事務所のほうにすっとんと提出されるのですかね。

その辺ちょっと妙な答えというかね、お話をいただいていたものですから、ちょっとだけ。平成20年頃からだそうですね、聞いたのは。そこだけ。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） これは後ほど確認をしたいと思いますが、間違っていたら申し訳ないですが、後で訂正をさせていただきたいと思います。

町経由というのは、昔、10年20年ぐらいなのが町経由。ただ、今は、建て主、建築設計屋さんが、どこどこに建てるときの道路の問題、景観の問題、それから文化財の問題、埋蔵等々各関係するようなことについては行政に全部確認に来ます。そして、開発許可とかいろいろありますけれども、そういうのを確認し、設計屋さんが直接松島町ですと仙台土木事務所に直接持っていくのではないか、今はですね、というふうに認識しておりますが、再度確認しここはご報告させていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） なぜそういった質問をちょっと途中でしたかという、狭隘道路を将来にわたって何らかの形で改善していかなければいけないとした場合に、都市計画街路線形の網をかぶっていない限りにおいては、一般の町道なり私道なりあるいは公の公衆用道路というふうな位置づけを持った道路であるにせよ、セットバックというふうな問題が出てくると思うのです。

そういった場合に、センター振り分けで云々する行政指導というのは仙台土木事務所さんでやっていただけるのか。あるいは松島町として特にそこはあらかじめ事前にチェック項目として入れてもらって、必ず通してもらおうというふうなシステムになっているのか、そこはどうですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 松島町で進達するかということですが、今は進達はないのですけれども、事前にそういう4メートル未満のところは町道の確認に来ます。今、道路台帳とか、あるいは現況を測ってきていただいております。道路について。そして、4メートルに満たないそのときにはセットバック、2号道路と通称言ったりしますけれども、セットバックが必要となると思います。この辺は県の許可ですので、確認の許可者にそういう指導があるかもしれないということで、セットバックの必要性についてはそこでお話をするという形で

今も持っています。ただ許可は宮城県になりますけれども、そういうふうな流れになっております。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 分かりました。できるだけ、地価高騰、土地の値段が高い時期、ずっと通してきた方々は一生懸命頑張ってお金をためて新築、あるいは増改築等を踏まえて展開するために、少しでも痛ましいという思いも出たりはするのですけれども、それはひいては自分の自己財産の保全にもつながる話ですし、あるいは皆さんの共同生活、地域における生活を過ごすのに絶対的に必要な話ですから、そういった協力も求めていただいて、ある程度その道路たるものの担保もそういう機会にきちんとしていただくと。

現場にきちんと後退線まで見いだしてビスを打つなり、図面上でもその引照点も捉えてセットバックできるような形にしておくとかね。そういったことをやっぱり着々と進める中では、後から何年か先に立って、あのときセットバックしたんだもん、現場に何ら目印も何も捉える点がなかったらこれは困りますからね。そういったことも踏まえて、やれるときにきちんとやっていくというふうなスタイルの行政サービス展開をお願いしたいと思います。

そういった点を踏まえて、それらを念頭に置きながら、火災シーズンと言われる時期に入っていますからですけれども、やはり冬場に入っていくと晴れた日ばかりではなくて、あるいは雪が降れば雪が圧雪してということになってくると、消火栓の位置とかなんとかが晴れたときにきちんと捉まえて、看板とかなんとかも踏まえて、狭隘道路とはいえ設置しておかなければいけない。あるいはそれを分かるようにだけはしておかないと、もし火事が発生した場合には、緊急車両さえも最近関東のほうでも結構火事が多く出ていますけれども、現場に行けないがために上から横から放水に手間取って、1時間半も2時間もかけて消火活動を行うような状態になれば、被害額も被害家屋数も多くなっていくわけですから、被害の軽減からもやはり狭隘道路というのはどこかできちんと整理をつけておかなければいけない行政施策だろうと思いますので、その辺をお願いしておきたいと思います。

それと併せて、やはり先ほど言った高城町の辺りの該当するようなところを歩いてみますと、これは昨日急遽調べさせてもらったのですが、町道磯崎・高城線の新聞屋さんから願立寺に向かう部分の町道、北側であれ南側であれその街区で構成された部分にやはり狭い道路が走っていますからね。そういった部分なども見ますと、地域住民の様々な理解と協力が必要になってくるのではないかなと。狭隘道路整備を松島町が行政施策として展開する上では、一定程度街区の範囲の皆さんに説明会をするなりして協力要請をかけていくのスタンスが

求められるのではないかなというふうに思いますけれども、これまでそういったところの手当て策というのをやってきたことはあるのですか。松島町としては。本町としては。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 今、迎山中央線の話だと思いますけれども、こちらの部分については、これまでも隅切りであるとかそういったものは地区と協力しながら実は進めております。

あその路線は全部うちのほうでも図面のほうで見えていますけれども、ほぼ4メートル以上ございます。ただ、場所的に多分通ったことがある方で分かるのは、クランクになっている部分とか、どうしても道の脇のところに家がもう建ってしまっていて、どうしても隅切りができないという箇所はございますが、それ以外の部分についてはもう既に地元から要望を受けて、セットバックをしていただいたり隅切りをするといった対応を取ってきたところでございますので、今後またそういうお話があれば我々としてもご相談に応じてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） あわせて、民地側から町道側へとか、道路上に張り出している樹木等の協力要請というのは速やかにできるものだと思いますけれども、そういったものについてのお手紙を差し上げたりとか、そういったことの対応とか、あるいは現地に赴いて地主さんと話し合いながら協力を願うだとか、そういったところも考えられるのではないかなと思うのですが、そういったことは当然ありますか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 今のは町道部分への樹木の張り出しという部分かと思います。

基本的に、道路沿線の土地をお持ちの方で樹木が生えている場合で道路に張り出してきているという場合につきましては、樹木は基本的には個人の財産という形になりますので、お宅を訪問させていただいて、どうしてもそれは切っていただくというお願いには参っております。

ただ、町道でも場所によっては倒竹等がありまして緊急的にどうしても切らざるを得ないという場合もありますので、そういう場合は我々の直営部隊が行って切ってくると。あと後日、こういうことがありましたという旨の報告はさせていただくというような手順を取っているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 度々あれですけれども、松島町に不在地主という形で空き地になっておったり、あるいは空き地内に雑草繁茂しておって、それが不安だなと近隣からの要請などがあった場合には、町としてはやはり対応速やかにしてあげているのですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今言われたように地主はいるのですけれども不在という土地の、これは木もあれば草もあればごみもあれば様々な面で町のほうにお話は参ります。その都度地権者を調べ、町で調べられる範囲で相手方に、大体は分かります。そういう方をお願いをし、ではどこか紹介してくださいと言われてどこかを紹介し、手当てをしてもらうというのが今取っている流れであります。

ただ、そこに今ちょっと時間かかったりして、またいつまでやっているのだとお叱りを受けることは多々ありますが、取扱いとしてはそうしております。

あと、先ほどの質問で、建築確認の話で、今こうやって仙台土木事務所が最終的な、それは今のそのとおりでした。

それから、セットバックの話、2号道路の話も、町に来たときはそういう指導があるかもしれませんが、やはり県のほうでそこはしっかり指導が入るといような流れになっているようです。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） ありがとうございます。

設問を何度か読み返してみますと何か似たりよつたりの設問をしてしまっていたなと思いつながら、これでは答えを皆総じて並べてお答えいただいても十分かなと思いましたが、もう時間的にも4番目に入らせていただきますが、松島町として、今後とも厳しい財政運営が続くと予想される中で、町民との、これは行政懇談、毎回いろいろな一般質問をすると、どうしても言わざるを得ない部分があります。

先ほども町長むせたり何だりしているようですが、あまり触られたくない部分かもしれませんが、やはりその地域街区、いろいろな形で道路事情なり排水、下水、そういった道路事情を鑑みたときに、避けては通れない部分だろうと思っておりますけれども、ぜひとも町民との行政懇談の場をつくっていただいて対応いただくようお願いしておきたいのですが、この辺について町長のほうの意向として何かお持ちでしたら。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 行政懇談会、自分の中で2年に1回とか、少なくとも3年に1回、ちょっとそれがコロナで延びたりはしましたけれども、定期的にやると。それは例えば来年の3月に各地区から新たな役員構成の行政区の役員さんが上がってきた段階で、町としても行政区の役員の方々の研修会をここでやりますので、そのときに今後のまちづくりについての意見交換をしながら、そういう場でどのような行政懇談会に出向いた中でやったらいいかもいろいろ検討して進めていきたいとこのように思います。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） ありがとうございます。

一定程度準備してこの機会にと考えた質問項目については、全てにおいて私としてはなし得たなというふうに思っています。何分なかなか行政で予算を持つと、それを審査する議会側に立った人間としては、できるだけ来年の12月、来るべき審判を仰ぐ時期に来ますから、各議員もそれなりの腹積もりをしながら今後の議会活動の展開をしていくのだと思いますけれども。

やはり平たく現場に何か起きたらすぐ現場に行って、現場の状況を把握しつつ、この前もちょっと、私も根性悪いのかもしれないけれども、物事ついでというのはあるでしょうよというときに、農道水路の用途廃止をして、それを代替用地に切り替えて交換交渉に臨むような腹積もりというのができていなかったのというぐらいの話をしたことがあったのです。いや部署が違うとかいろいろ言い訳はされるのですけれども、松島町としてはそういったこともやはりこういう機会に勉強になるよと言ってあげたのでしたけれども、いやまた言われたなという感じもあるかもしれませんけれども、できるだけ耳に蓋をしないで吸収していただけるようお願いしたい。これはお願いしておきます。

以上をもって私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は14時15分。14時15分に再開します。

午後2時03分 休 憩

---

午後2時15分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

通告の順に従いまして、質問を許します。10番今野 章議員、登壇の上、質問願います。

[10番 今野 章君 登壇]

○10番(今野 章君) 10番今野でございます。

今日は、10番目ということで最後になりますけれども、通告しておりました暴力をはじめとするハラスメントへの対応についてと働きやすい職場環境をつくるためにと、こういうことで質問をさせていただきたいと思っております。

この質問をするに当たって、本当に質問したほうがいいのだろうか、しないほうがよかったかなと実際悩んでいたところでもあります。それでも、いろいろなことがやはり聞こえてくるのです。そういう意味で、やはり質問したほうがいいだろうということで、させていただくことになりました。

何よりもこの松島の役場で働いている皆さん、公務労働者として、また、町民に奉仕する立場でしっかりと頑張っておられてほしいと、そういう立場で今日は質問をさせていただきたいとこのように思っております。

それで、ハラスメントが中心になるわけですが、このハラスメントは身体的、精神的な攻撃などとともに、過大な仕事や過小な仕事しか与えない、また、人間関係から切り離しや上下関係を利用して支配しようとするなど、様々な形態で人を傷つけ痛めつけ、鬱病やまた退職に追い込んだり命を奪うケースさえあると、このように言われております。

厚生労働省が作成いたしました職場におけるハラスメント対策パンフレットでは、ハラスメント対策の重要性について、職場のパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題ですと、このように対策の重要性を述べているところでございます。

このハラスメントにつきましては、今読み上げましたとおり、本町の業務の遂行の上でも、また、職員の皆さんが町民へのサービスを行う点でも、そして、町の社会的評価にとっても大きな損失になるものだとこのように考えておられて、こうした損失をできるだけ最小限に食い止め、できればなくすと。そのために今回の質問をさせていただこうかなと、このように思った次第であります。

本町では、このようなハラスメントに対してこれまでどのように対処をされてきているのでしょうか。働きやすい役場、職場環境をつくるため、今お話ししましたような内容を踏ま

えて、次の点についてお伺いをしたいと思います。

初めに、7月1日に行われました人事異動と、それに伴う人件費の組替えが9月に行われました。9月の補正予算については、この問題について一部お聞きをしておりましたが、補正予算ということもあって、ハラスメントという立場から考えるというところまでは至っておりませんでしたので、改めてこの件につきまして、日時や場所、あるいは主催者、この暴力に至る動機、そして、被害者の被害の程度はどの程度だったのかなど、事件の詳細についてまずお伺いをし、実態をお知らせいただきたいとこのように思います。よろしくお願ひします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 答弁に入る前に、ハラスメントについて今いろいろ出ていましたけれども、このハラスメントについては、例えばこういう我々行政にしても、県の立場にしても国の立場にしても、また一般の民間の企業に関しても、そういった中でやはりハラスメントというのはあってはならないと。その一部のハラスメントを取り上げて拡大化した内容に持っていくようなことについても、この頃テレビ等でありますけれども、果たして本当にそれがいいのかなというの、兵庫県の知事選挙などを見ていると感じているところが素直な気持ちであります。

議員の今の質問については7月の補正でいろいろお話しはしましたけれども、事案の詳細についての質問でありますけれども、この件に関しましては職員の懲戒処分等の公表基準に関する要綱というものがございまして、その規定に基づいて非公表としておりますので、お答えはできかねるところかと思ひます。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 非公表ということですので、私のほうでうわさ話を含めていろいろお聞きをいたしましたので、その点について確認をしていきたいというふうに思ひます。

この問題につきましては、今年6月の14日に発生をしているというふうに聞いております。仙台の居酒屋において発生をしているということでありまして、私は個人名を挙げているわけではないので、このハラスメントが発生をし、それを防止するという意味においては、その内容がどのようにして起こったのかという事実関係を明確にすることも大事だと思ひますので、そういう意味でまたお聞きをしたいのですが、この違反といいますかね、行為に及んだ側の動機といいますかね、そういうものについてはどういうことなのかということについてもお知らせいただけないのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 要綱に基づいて、事案の概要等についても非公表の内容ですので、お答えすることはできませんのでご理解願います。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） これも私がお聞きしている分を申し上げます。

これはいわゆる会合、飲み会ですね。これが仙台の居酒屋であったと。その終了後か間際か分かりませんが、靴を履き間違えていった職員の方が、上司の靴と履き間違えたということで、それに対して腹を立ててどうもそういう行為に及んだということのようであると。

しかも、非行為者、暴力を振るわれた側、こちらのほうはそれなりに負傷といいますかね、これを負ったというふう聞いております。そういう診断書や何かもしかしますと町にも提出されているのではないかと思います、その辺の内容については確認できますか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それについてもお答えすることはできません。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） それでは、次に行きますけれども、9月の補正予算に聞いた際には、その会合には町長、副町長も参加をされていたというお話でしたが、これについては確認できますか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） たしか今の話は9月の補正ですよね。そのときにたしか私がお答えしているかと。逆にそんなこと聞いていないとお叱りを受けたのでよく覚えているのですが、私のほうも参加しております。その場にいたかどうかではなく、そういうことで前段参加させていただいていると。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 町長、副町長も参加をされていたということで、これはまちづくり庁舎内検討委員会、ここが、キックオフ会ということでどうも催されたようだというような状況のようなのでありますが、キックオフ会ということで、町の大切な政策等々を進めるという意味合いで、進めていきますよと、これからさらに頑張っていこうじゃないかという意味で、こういう名称もついていたのかなという気がいたします。

そういう会合に町長、副町長も参加をされていたということでありますので、私からすれば、

庁舎外とはいえ、準公務の動きといいますか、そういうものになるのではないかと、そんなふうにも思ったりするのでありますが、その辺についてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 例えば、今度も12月はやはりそういう飲酒を伴う意見交換の場は、例えば東部衛生処理組合だとか消防事務組合でも多々ありますけれども、それが私の立場として例えば私が出席したときに、私は公務の立場なのかどうかというのはあまり考えたことはなかったのですが、極めてやはり難しいと。これはいろいろな見解の部分を見ても個別判断をせざるを得ないと。そこに強制だったのか、例えば。強制であれば当然私は公務になるのだらうと思いますが、そうでない場合はそういった場であっても公務ではないと。公務であるならば当然職務命令として復命という流れになりますので、そういう意味では公務ではないというふうに認識しております。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 職場内でそういう企画がされて、町長、副町長まで参加をすると。町のトップ2人が参加をするということなのですね。そうしますと、参加は自由だよと言いながらも、やはり参加をせざるを得ない関係になるのではないかと。そういう意味合いによっては、公務に準ずるものとして物事は考えざるを得ないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 私の感覚としては公務だとはやはり考えません。

ですから、これが例えば公務ということになると、公務災害なのですかという話も考えなくてはならないですから、総合的に中身を見たときに公務とはとても言える中身ではないというふうな判断をしています。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 公務であるのか公務でないのかは、なかなか私も難しい判断としたそういう部分にあるのかなとは思っていますが、やはりどうしても参加せざるを得ない、自由とはいえども参加をせざるを得ないという状況は、とりわけ一般の平のというか、そういう職員になればなるほどそういう傾向が強まっていくのではないかというふうに思います。

そういう中で、例えば町の懲戒処分に関する規程がありますよね。この中にも、パワハラということが出てくるわけですけども、パワハラだったり暴行を働いただったり出てくるわ

けであります、これは公務と公務外では処分の形態が変わってくるわけなので、そのことによって処分基準が変わるのであって、この判断を間違えると処分も軽くなったり重くなったりということになると思うのですよ。

それから、今回は公務でないにしても、部下ですよ。部下に対して暴行を加えているという状況がありますので、一般的な傷害事件だったり暴行だったりってということではなくて、まさにこの上下関係の中で行われた最悪のパワーハラスメントだと、こういう位置づけになるのではないかと思うのですが、その部分で考えたときにこの処分の在り方というのは本当に今回の処分で正しかったのか。改めて、今回の処分と、これが公務の範疇に取られたとといった場合の違いについて教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、ハラスメントなのかハラスメントでないのかという、ここもちょっとなかなか難しいところがありますよ。というのは、基本的にハラスメントの場合だと、ここで規定しているハラスメントについては、あくまでもその職場というのがまず大前提になりますよ。

一般的には業務、その中で起きた事柄というのを前提にしていますが、公務外でも、確かに、例えば私と私の部下が2人で飲みに行ったとか、どこか出張に、出張は公務ですから別ですけども、業務外での何か行動を起こしたときに、何かそういった違反行為があったということであれば、それは業務上でなくても確かに公務とみなされる可能性がありますよというところがありますよ。

今回の場合は、そういう広い意味では確かにハラスメントというところに入るとは思いますが、今回の違反行為についてはそうではないところを適用したと。ただ、そうではないところというのは別にハラスメントの処分よりも軽いわけではないですので、むしろハラスメントの処分よりも重い項目のところを適用していますということです。

それはちょっと質問に追認してしまうと公表の内容に関わるので、私、まわりくどい言い方をしていますが、そういうことです。

だから、広い意味ではハラスメントに入りますけれども、ハラスメントとは違ったところの違反行為として適用していますということです。ただ、それはハラスメントでの適用の項目よりも軽い項目で適用したわけではありませんということです。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 私から見ると軽くなっているように見えるのですけれどもね。違います

か。待ってください。

やはり、私は執行部の味方をするわけではないけれども、やはり行為した側はやはり町の幹部職員で、これまでも十二分に一生懸命働いていろいろな成果を上げてきたと。だからこそ、少し温情があってもいいのかなということもあったりすることもあるのではないかと思うのですよ。だから、今回のような処分になったのかなと思ったりもします。

ただ、先ほど言いましたけれども、暴力を伴うハラスメントですから最悪の状態だと思うのですね。そういう意味でいうと、パワーハラスメントよりは少し軽いかなぐらいの処分になったのだという考え方が、よく私には理解できないのですが、どうでしょう。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 違反行為の内容について、今今野議員さんが言われた内容を私追認はできませんが、処分を決めるに当たってはやはりなかなか、少なくとも私が総務課に来て懲戒処分というのはありませんでしたので、やはり宮城県であったり県内の市町村の事例というのを確認させていただいて、それを今回の違反行為の内容と照らし合わせて、最終的に処分が下されたというふうな理解をしております。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） ここはあとと言っても譲らないのでしょうかからこのぐらいにしますけれども、ただそれと一緒に、幹部職員が処分を受けたということと同時に、この処分の規程の中には、その指導的位置にある町長、副町長ですか、こういう方々の処分というものもあるのだろうかというふうに思うのです。この規程の中の一番最後に、指導監督不適正ということで、部下職員が懲戒処分を受けるとした場合で管理監督者としての指導監督に適正を欠いたときに処分が出るのだよというふうになっていますよね。

そういった場合に、同席していた、事件があったとき一緒にいたわけではないと思いますが、そういう催しに同席もしていた者としてきちんとした処分が必要だったのではないかということも思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 私が語っていかというのもちよっとありますが、ほかのやつもいろいろ見て、確かに部下の違反行為に対して上司が管理監督責任で例えば戒告であったりとかというのをよく見たりはしますが、ただ個別で見たときに、これは県内のほかの事例とか県の事例もそうですが、必ずしもというか、むしろひもづけで必ず部下がそういう違反行為をしたら上司がという構図にはなっていませんし、事実を一つ一つ、今回の事案の事実を見

たときに、管理監督がそのときにできたのかということも見なくてはならないと思うのですね。

同じが100あったとしたら、50は一緒にいたのでしょうかという理屈になったときに、後ろの50はいないわけなので、それをどうやって監督するのかというところにもなるのだと思うのですね。だからそういうことからすると、必ずしも、連座するという事ではないかなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 現場にいたから監督ができた、いなかったからできないという話ではないのではないかなと、ここで書いている管理監督というのは。常日頃の働き方の状況も見ながらどういう対応をされてきたのかということが問われる中での管理監督ではないかなというふうに思うのです。

それで、先ほども言いましたけれども、最悪のパワーハラスメントの形だろうと。この責任は1人部下が負えばいいのかという意味において、町長、副町長、少なくとも、何分か前か何十分間前か分かりませんが、そこまでは同席していらっしやったわけでしょう。

いいです。そこは違うにしてもいいのですがね、そういう状況の中でどうなのかなと。こういう行為を起こした幹部職員だけが責任を取れば済むという話なのかなと思ったのでお聞きしたのですが、その辺は町長はどんなふうに考えていらっしやるのですか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） それについて自分が何かをするということについては、正直考えていませんでした。それだけの事案なのかなということも深く考えなかったこともあるかもしれませんが。

ただ、いろいろなことを今この頃のニュースなどで見ていると、一概にそういったことに対して上司が何らかの責任を取って終わるという形が本当にいいものなのかどうかという疑問を持ちながら、今の今野議員のことに限っては、今後町ではないと思いますけれども、あった場合については参考にしたいとこのように思います。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 参考にしたいということで、今回は考えないと、そういうことだなというふうに思います。本来であればもう少し、そういう意味では私は責任があるのではないかなと思ったので、お聞きしたところです。

そこで、今回いろいろお聞きをしているわけですが、中身が執行部のほうからは語られない

ということなのでありますが、今回は先ほどから申し上げているように重大な事件だと。その事件を処分するに当たって十分に調査をされて行ったのだろうかという疑問もあるわけなので、この事件についての真剣な調査あるいはその事件の背景、こういうものについてどういふふうに調査をされて、どんな組織でどういふふうに調査をされて、どういふ検討で処分を下したのかということについて改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 聞き取りのほうは、私が関係者に全て行いました。それに基づいて報告、聞き取ったという報告はいたしました。それに基づいて審査会が行われたということです。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） これは聞き取りは課長が1人でやったのですか。誰かもう1人ぐらいいたのですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 聞き取りは私1人でやりました。そんなに関係者がどのぐらいいたかという、1人でできない人数でもありませんでしたので、私1人で行わせていただきました。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 1人でやるのも結構なのかもしれませんが、聞き取りを1人でやるとどうしても主観が働いたりしますので、やはり最低もう1人ぐらいいて、個人の主観によらないそういう聞き取りも必要だったのではないかなと思いますけれども、その辺はどうなのか。

それから、審査会というのはどういう構成でやられているのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ちょっとすみません、1つ訂正があります。

聞き取りをしたというのは、違反行為を行った人と違反行為の関係者ですね。違反行為を受けた人には複数人で聞き取りを行っています。違反行為を受けた人からは、複数人で確認をしています。それ以外については私が1人で行っていきますということです。

あと、審査会の内容ですが、これは要綱で決まっています、会長が副町長ということで、あと副会長が教育長と、あとは会計管理者、総務課長、教育課長、水道事業所長ということで、

基本的にその任命権者の所属の長ということで、6名で一応構成しています。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） そういう形で調査をされたということなのですが、事件としての事実関係のみの調査だったのか。それ以外に、私から言わせると、なかなか間違っただけを履いていて、和やかな席だったのでしょうかから、いやいやごめんみたいところで多分ね、いきなり事件、暴力が発生したのかなと。そうすると、間違っただけという行為だけでそれほどまでにこの暴力行為に及ぶのかというイメージがあるのですね。

そこから考えると、むしろ日常の職場、仕事の中でそこに至るこの背景がもしかするとあったのではないかというような気もするのですが、そういったことまでも含めて調査をされたのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 当然違反行為を行った方には、理由は当然普通聞くとお思いますのでもちろん聞きましたけれども、そこまでの確認ができるまでには至らなかったと。もちろん内心のことですから、また私が推測でそれを結論づけるのも変な話ですので、そこは確認し切れなかったということです。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） それは、行為者と被行為者がいるわけですね。そういう意味では、どちらに聞いても確認ができないということなのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） どちらに聞いても確認はできませんでしたね。これは結論としてそう言わざるを得ません。これは隠すわけでもなく、当然私も何でかなという疑問は抱きましたので、確認はしましたけれども、その確認は取れなかったということです。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） そうですね。なかなか難しい問題だとは思いますがけれどもね。

そこで、次なのですが、3番目に移りますけれども、ハラスメントはとりわけ被害者に深刻な苦痛をもたらすと、このように言われているわけです。

町は被害者に対する救済措置をどのように取ったのかということについてお伺いをしたいと思います。

今回の事件がハラスメントという認識が、今まで質疑をしている中でも極めて薄いのではないかと、重大なハラスメント行為なのだという意識が極めて薄いのではないかと、こういう

印象を持って今お話を聞いているわけですが、その辺についての答弁もお願いをしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、救済措置ということですが、ちょっとなかなかその救済措置の意味合いというのも微妙なところがあるとは思いますが、まず、当然本人と面談をさせていただいたものですから、それはやはり休息が必要という判断をしましたので、5日間まず休息を取っていただいて、それは特別休暇として休暇を取っていただいて、あと、本人が復帰に当たっては、本人が復帰したいという言葉を確認してそれから復帰していただいたという流れになっています。

当然、先ほどの1問目とちょっと重複してしまうかもしれませんが、ハラスメントはハラスメントということに入ると思います。ただ、何回も言いますが、公務外のところで適用しているので、違った項目にはなっていますが、繰り返しになりますが、その処分が軽く済ませたのかとかそういうことではありませんので、そこはご理解いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 軽いとかなんとかではなくて、ハラスメントというものに対する重大な認識の違いといいますかね、思いがちょっと薄いのではないかと、危機意識が足りないのではないかと、そういう思いで今質問したつもりなのです。処分が軽いとか薄いとかではなくて、町自体のハラスメント行為に対する意識が極めて薄いのではないかとそう思ったので、その辺についてお聞きをしてみたいということです。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 薄いのか薄くないのかと言えば、別に薄いとは感じていません。ハラスメントであるという認識を持って、当然、令和5年度に国からもいろいろな法改正があっていろいろな通知も来ていましたので、それに伴ってハラスメントの防止推進委員というものも令和5年度から設置して取り組んできましたので、決して意識として薄いのかといえば決してそんなことはございませんので、はい。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 国のほうも、何ですか、このハラスメント関係の国際的な条約ですかね、まだ批准していませんよね。国のほうもそういう意味では危機感が薄いのかなと思って、それが地方にも蔓延しているのではないかと、そんな気がしないわけではないのですが。

それでは、この救済措置ですけれども、休暇5日間、それから復帰をしたいということで復

帰させたと、こういうお話だったわけなのですが、本人からはどういう申出か何かがあったのですか。休みを下さい、あるいは、同じ職場にはいたくないから職場を移してくださいとか、いろいろ本人からの要望もあったのではないかと思いますのですが、そういう要望に十分に応えたのかどうか。その辺の本人の希望に対する当局、町側の対応というのはどうだったのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 本人とは話をしまして、異動の希望は、私の認識不足ではないと思うのですが、異動したいとかそういうのはなかったと思っています。

ただ、例えば数日後に、ちょっとなかなかすぐは出勤できないということだったので、先ほど申し上げた特別休暇の措置を取らせていただいたということです。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 大分肉体的にも痕が残るといいますかね、そういったようなものがあつたようなのですが、5日間というのは短いのかなと。これは多分診断書なども取っているのではないかと思いますのですが、診断書では何日ぐらいのそういうけががよくなるまでの期間を見ているのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） だんだん誘導尋問されているような感じにもなっているのですが、先ほども言ったように、だんだんこの事案の概要に入り込んできますので、すみませんが、申し訳ありませんが、お答えできません。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） その5日間でそういう症状が改善できたのかどうかとちょっと疑問が今湧いたものですから、お聞きをしたところです。

本来であれば、やはり町としては職員をきちんと守るという立場で、職員の様々な要求に十分に応えていくという姿勢が大事だと思ったので、救済措置というものについてどのように講じられたのかなと思ってお聞きをさせていただいたということでございます。

この問題につきましては大体そんなところですかね、取りあえず状況が分かりましたのでそれぐらいにしながら、後でまたちょっと引っかかりが出てきたらお聞きするかもしれませんが、次の4点目に行きたいというふうに思います。

4点目は、先ほどお話ししております、事件以外のこの庁舎内におけるハラスメントについて町が認知しているものがあるのかどうか、その辺についてお伺いをしたいというふうに思

うわけでありますが、初めに、今現在、職員の中での休職者数といいますかね、そういう内容、病気で休んでいらっしゃる方もいるかもしれませんが、産休で休んでいる方もいらっしゃるかもしれない。またメンタルなどで休んでいらっしゃる方もいるかもしれませんが、それぞれについて何人ぐらいいらっしゃるのかですね。あるいは無断で欠勤をされている方などはないのか、その辺についてもお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、病休については6名です。これは現時点で6名。メンタル的に、いわゆる適応障害だとかそういった面で5名おりますと。あとは、一般的な傷病というか、それ相当の年齢になってきますといろいろな病気が出てきますので、これは純粋に傷病1名ということです。それから、産休が今1名おります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） いわゆる無断欠勤とかそういう者はいないということなのですか。いないのですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 無断欠勤はおりません。報告を受けていませんので、おりません。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） それから、窓口などでの迷惑行為ですね、いわゆるカスハラというのですか、そういう行為。こういったものについては、働いている職員の皆さんの心身への影響も大変大きくなるものがあると、このように思っております。

そういう中で、怒りを感じたり不安を感じたりということもあるでしょうし、仕事をする意欲がなくなっていくとか、そういったことも出てくるのかなと思います。そういうことを何度も受けてくると、もう本当に働くのも嫌になるとかということになると思いますので、そういった行為を早めに除去、除去といいますかね、なくしていくということも、とりわけ窓口等においては大切になっているのではないかなと思います。本町における窓口におけるこうしたハラスメント、こういうものについてはどのように把握をされているか、お聞かせをいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今年度ちょっと9月下旬から10月上旬の時点で確認した時点では、ただこれがいつかという詳細は分かりませんが、例えば声を荒げて脅しのような電話を何回

もよこすお客さんがいたりですとか、あとは、土地の寄附を強要するですとか、あとは、何度説明しても同じ話を繰り返し長時間されて拘束されたとか、あとは、本当に小さな事柄について全て法的根拠を求めるだとか、そういった事例があったということは伺っております。

それらについては、各部署の管理監督者、管理職なり上司の方が同席をするなり、一緒に共に対応してそこは乗り切っているということです。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 件数にするとどのぐらいがあったのかはわかりますか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 延べ件数というか、項目として7項目ですね。ですから、ちょっと件数までは把握できておりません。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 1つは、今、職員の皆さんの休職状況についてお伺いしたわけですが、ある職場ではずっとお休みになっている方がいるというふうに聞いているものもあるのです。それはもしかするとハラスメントなのではないかというふうに聞いているものもあるのです。ですから、そういうお話は町のほうには聞こえていないのかどうか、どうなのでしょううか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ハラスメントとして1件というか、ありました。それは具体的な個別の内容はちょっと申し上げられませんが、一般的によくある強い口調で指導したとか、あとはちょっと机をたたいたりとか、そういうのがあったということを受けて、それについては総務課として内容のほうを各調査して確認して、その事実を確認したというのは1件ございました。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 事実を確認したのはいいのですが、事実を確認してどうなさったのですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） その違反行為というか、ハラスメントを行った方に対しては、懲戒処分ではないですけれども、文書で注意を促したということです。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） だから、被行為者側、そちらに対してはどういう対処をされたのか。何

か今でも休んでいるのではないかというふうに聞いたりもしているのですが、その辺どうなのですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 相手方からも当然話を聞いています。ただ相手方としては、自分にも、何ていうのですかね、答えられないところがあったりだとか、本人はハラスメントという意識をあまり実は持っていないくて、そうは言っても客観的に見ればそういう部類に入るのかなということで、相手方に対しては注意を促したということです。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） なかなか立ち上がれないでいるようなお話を聞いていましたので、お聞きをしたのです。

町のほうとしては、去年の決算の成果表を見ても、ハラスメントの研修や何かもされていると。幹部職員中心に40人ぐらいが研修を受けているということであったわけですけれども、何か今回の、最初の話に戻しますけれども、今回の状況を見ていると、そういう研修が果たして効果が出たとは言えないのではないかと、そんな気もするのですが、この研修の在り方がこれまでのままでいいのかどうか、そういう問題についてはどういうふうに考えておられるのか。その辺について考えがあればお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 昨年行った研修はやはり1つの会場に、管理職を対象で行った研修なのですが、日時、場所を特定して集まっていたという研修です。それが効果があったのかなのかというのは、私は効果はあると思います。それは当然ふだん何気なくいろいろやっている行動でも、そういった研修に参加をして、実際に話を聞いて触発を受けて意識づけがされるというプロセスを考えれば、私は効果があったのだらうと思います。それはそれとして。

ただ、今回のその違反行為があったということとはまた、それは確かに違反行為はありましたけれども、そこの効果の部分とはちょっと切り分けはどうしても必要かなと私は思っています。

やはり昨年1回、これはそんなに頻繁にやるわけにもまたいきませんので、皆さんの業務の時間をやりくりして出席をしてもらっていますので、今後については、今もそうですけれども、今スマホでもパソコンからでもウェブ上での動画の視聴であったりそういったものでもできるような体制を今整備していますので、そういったもので個人個人の時間、都合に合わせ

て、そういった研修を受講できるような今体制を取っているという状況にあります。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） ウェブ上でと言うのですけれども、それは自宅に帰ってから見なさいということなのですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） そういうわけではないです。別に業務、研修という位置づけで正式には来年からやるのですけれども、私も1回見ましたので、自宅に行っても当然見られると思います。

今野議員さんも多分ホームページで厚生労働省のほう、あそこにも2つ3つぐらいたしか動画があったと思いますので、それをきちんと視聴するだけでも大分意識づけは変わるのかなというふうに私も感じましたので、集まっての研修を毎年度やるのがいいのかどうかというのは今後考えなくてはならないところではありますけれども、そういった機会に触れるのを増やしていくことのほうがいいのかなとちょっと感じております。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） それはそれで私はいいいことだと思います。幹部だけの研修が、昨年ですか、やられていたということで、できればやはり全職員の皆さんがハラスメントということについてしっかり認識をすることが、本当に大事なことはないかなというふうに改めて思いました。

私たち議員も、議員という立場にありますから、ちょっと強く言うとハラスメントになりがちな面もあるのだろうというふうには思います。そういうことも含めて、私たち議員も研修などもさせていただいてはいるわけですが、やはりいろんな形で多くの職員の皆さんが、このハラスメントとはどんなものなのかということについてきちんと身につけていく、考えていくということが求められていると思いますので、今年度以降ぜひそういう措置を取っていただいて、皆さん共通の認識にさせていただいたらいいのかなというふうには思っています。

それで、大事な点で、やはり被害を受けた方々、行為を行ったほうは行為を行ったほうでまた胸に痛みが残るのかもしれませんが、やはり被行為者、被害を受けた側、こちらのほうはまさにこの心の傷として残っていく可能性もあるわけですね。そういう意味では、被行為者に対するいろいろな形での救済、管理者側の十分な保護といいますかね、そういうものが必要なのではないかなというふうには思うのですが、そういうことについて今後そうい

ったパワーハラスメント含めてハラスメント行為が出てきた場合に、相談窓口であったり、あるいは防止措置であったり、いろいろ取らなくてはならない課題があるのだと思うのですが、そういうことについてどういう考え方で今後進むのか、その辺もし考えがあればお聞きをしたいなと思います。

○議長（色川晴夫君） 今度は副町長どうですか。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） これはなかなか効果があるのかなのか、それがそれだけかというふうに思われるかもしれませんが、無料のカウンセリングというのも実際、市町村共済組合などでもありますし、相談窓口としては総務課で持っていますが、どうしても職場の方には言いにくいということであれば共済組合であったり、あるいは宮城県の人事委員会などでもそうした事務委託ということで、市町村のそういった問題にも対応するということの受託をしていますので、宮城県のほうにも人事委員会のほうに相談すれば相談を受け付けますし、本人が希望しなければ相談に来てもらってもそれをこちらに報告をよこすということもないですので、そこを職員の方にも11月と12月にも周知のほうはしていますので、そういった専門の機関というか、しっかりとした方の助言を受けるのが一番いいのかなと。

どうしてもそういった行為を受けた方、これは時間がかかるのだと思うのですね、やっぱり、落ち着くまでというか。これは絶対多分、もしかすると一生忘れないかもしれませんし。ですから、そこは丁寧に接していくというか、ずっとこう関わりを持っていくしかないのかなというふうに思っていました。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 丁寧に接するというのは大事なことだと思います。今回の事件の中で、それでは本当に丁寧に接したのかなということもあるのかなと思うのです。

先ほどお聞きしたわけですがけれども、行為者側の話を聞くにしてもやはり複数で聞いたほうがいいのではないかなとか。被行為者のほうは複数で聞いたのですね。行為者のほうは単独だったということなので、やはり複数でその事件の内容をしっかり把握しながら、公平な視点で起きた事実をよく見て対応するということが大事だと思うのですよ。

そのときにやはり本当に公平に対応ができるのかどうかという問題も含めて、いろいろあるのだと思うのですね。その集まりに町のトップ2が参加をしていたということになると、総務課長もどうしてもトップ2を見ながらお話を聞くということになるだろうし、そこに客観性が本当にあったのかということも問われるのではないかと私は思うのです。

ですから、本当に客観的にそういうものを事実は事実として見ながら、公平公正な処分をつ

くっていくということが大事だったと思うのですよ。公務なのか公務でないのかといったときには、なかなか判断がつきにくいと私は思います。総務課長も多分判断がつきにくいということで考えているのではないかと思うのですが、改めてお聞きしますけれども、公務か公務でないのかの判断というのはどこなのかということと、我が町で大変重大な事件が起きたにもかかわらず、その事件を行為した者がただ1人処分を受けて、その監督的立場にいる者が何の処分もないということになっているわけで、一体どういう場合に管理監督者の処分というのは発生するのか。そういうものが基準としてあるなら、最後に教えていただきたいと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、公務か公務でないかの2択なので、公務外という判断になると思います。私もいろいろ書物を見ながら、いろいろな今回の内容を考えて、それでもやはり公務外だなど、私はそう認識しました。

あとは、管理監督責任をどう考えるかということなのだと思いますけれども、何でもかんでも監督できる、日頃の監督が適正でなかったとすればそれは当然ひもづけのように連座すると思うのですけれども、私は今回の件に関してはそうは全く思えませんので、それはちょっとそこまでの必要はないのかなという認識です。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） あくまでも私はという回答なので、個人的な見解ですよ、それは。町としてはどうなのかと。だから、管理監督の責任がどこから発生するのも分からないし、公務、公務でないというのもどこからどこでその境目は何なのかも分からないし。

少なくとも今回の事件のところでは、まちづくり庁舎内検討委員会ということでのキックオフ会ということをやっているということになされているとこういうことですから、まさしく職員の皆さんなり、そこに担当課だけではなくて、委員会に関わる皆さんが集まって、キックオフだと、最初に申し上げたように、さあこれからやるぞと。

例えばふるさと納税、今年はいっぱい集めなくてはいけないのだから、みんなで頑張るやろうということで集まったのはいいのだけれども、実際やっていく中でそういう事故が起きてしまったと。しかも、そこには町長、副町長も参加をしていて、これは公務外と本当に言えるのかと、私は普通の人間なのでそう考えるのですが、そういうケースでも公務外だと言うのですか。私はそこがよく分からないのですね。どこで境なのか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 私も深くそんなことを考えたことも今までなかったので、ただ今回はいろいろ考えた結果、自分がそういった場合に出席することも考えて、公務ではないというふうなことで、私はすっきりしています。（「あなたの見解を聞いているのではないよ」の声あり）

私はというか、職責として、職責として、総務課長として、そう感じています。私人ではないです。公人としてそう思いました。

そこに、先ほども言ったのですが、本当に出席しなければならないような強い、何ていうのですか、雰囲気だったのかというと、そこまででもないと感じました。いろいろ話を聞いた結果。ですから、そうであれば、私が12月の今度25日にありますけれども、そういうところに行ったら、私は公務で出張命令を取って懇親会に出席しなくてはならないのですかという話なのです。

そこは今まで深く考えたことはないですけれども、別に全然欠席すれば欠席できるので、そういう意味からすると、そこに見えない強制的なものが本当に町長、副町長にあるかといえ、決してそこまで強要されたものではなかったというふうに確認していますので、そういう意味で公務外という判断をしています。

あと、ごめんなさい、もう1点ですね。指導監督。これはもうここに書いていますので、指導監督に適正を欠くこと。では、日頃の指導監督が適正でない監督をしているのですかということになると思うのです。決してそんなことはないと思いますので、そういう意味では個別に判断をして、今回はそういう結果でしたということになるかと思えます。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 何かよく分からないのですけれども、結局、総務課長が個人で判断したというふうにしか聞こえないのですよ。組織としてそういう判断を下したというふうには聞こえてこないですね。私は、私はとしか言わないのだもの。

やはり組織としてどういう判断なのかということが本来求められているのではないかと。何か審査委員会もやっていらっしゃるわけでしょう。審査委員会をこの人数でやったらそういう結果だったというのなら、それはそれで1つの組織として判断したのだらうと思うのだけれども、今のお話を聞いていると総務課長が1人で判断をしていると、こういうふうにしかかっていないのではないかなと思うので、そうではないのではないかとってお聞きをして食い下がっているのですけれどもね。1人だったのですよね。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） この懲戒処分の基準の規程というのは、これは全部違反行為が羅列していますよと。では、違反行為なのですかということになると思うのです。違反行為をしたら、自ら違反をしましたという報告書を違反行為者が提出しなくてはならないと。原則、そうなっていますから。それがない以上は、組織としてということですが、私が個人としてではなくて、違反行為として上がってきていないものを、この5番ですか、5番のところに適用する、そういう状況ではないということですね。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） いろいろなやり取りをさっきからされていますけれども、公表しないというものを、こっちから公表していくような誘導はいかがなものかと思いつつも聞いていたのだけれども。どちらにしてもそういうことがあったときには、総務課長は総務課長の立場で、それから私は私の立場で、両方の方々にお会いしてはおりますけれどもね。それでそういう調査委員会を開いてもらったという過程であります。

どの事件が、どういったことがこれからどのような案件であっても、そこに町長、副町長がいる、いないに関わらず、町の職員が例えばそういったところで何かあったという場合についての最終の責任者は私でありますので、全て私が責任を取らなくてはならない、このようには思っております。

それが公務か公務外かということも、それを考えている行動というのはあまりこれまでしてこなかったこともありますけれども、一々これが公務だから、公務外だからということではなく、これはこれとして今までの流れというものがあつたかと思っておりますので、各課のこれからの懇談などもあるかもしれませんから、それはそれでしっかりとやっていただいて、行政評価が上がるような意識を高めていっていただくような方向づけに、この件はまた糧としてやっていただければというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 町長の話は町長の話で分かりましたけれども、総務課長の最後のやつね。その違反の報告がないというはよく分からないのですけれども、違反の報告がないというところをもう少し教えていただけますか。私、行政システムが分からないので。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 私の説明が悪いのですけれども、基本的に、この基準そのものが一般職を想定している基準ですから、通常、いろいろこれまでも過去に何回かあつたかもしれませんが、それは、この組織とかこの基準に基づいての処分ということではないのですね。

多分今までもそうだったと思います。過去に、大分前にあったかもしれませんが。これはあくまでも一般職を前提にしていますので、この基準でどうなのだと言われると、ちょっとこれには該当しないのかなというふうに思います。

私までは該当するのだと思いますけれども、特別職については、これは任命権者がということですから全て、任命権者は、それぞれ町長であったり教育委員会であったりということになりますので、はい。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） それはいいのです。職員の場合の規則を援用するという考え方もあるわけだから、そういう意味でトップ2人の責任はどうなのだとということもあるわけですがけれども。

違う。そうではなくて、今、違反の報告がなかったと言ったのに引っかかったのですよ。報告がないのになぜ処分するのかということになるのでね、もう少しそこをちゃんと教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ちょっと話が混雑しているので整理します。

町長、副町長がこれに基づいて報告を出してきたわけではないという意味で、なかったという意味です。今回処分を受けた者については当然報告書を提出していますので、その報告書の内容を確認して聞き取りもして、処分に至ったということです。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 大変大きい問題だというふうに私は認識しておりますし、今後もこういう問題が発生した場合に、やはり適正に対応できるような状況をぜひ今つくっていただいて、やはり大きい町の損失ですよ。そして、町の損失というのは直接関わるそういう損失でもあるわけですから、こういったことがぜひ起きないように、そういう庁舎の働く環境、職場環境、こういうものをつくっていただきたいと最後に申し上げて、私の質問を終わりにしたいと思います。終わります。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員の一般質問が終わりました。

本日の日程は全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は12月9日午前10時です。

本日は大変ご苦勞さまでした。

午後3時21分 散会